# 欧州連合(EU) European Union

# 通 信

## I 機関概要

## 1 設立目的

欧州域内の経済的統合を目指して発展してきた欧州共同体(European Community: EC)を基礎に、1993年11月、「マーストリヒト条約」に従って創立された。加盟国間の経済・通貨の統合、共通外交・安全保障政策の実施、欧州市民権の導入、司法・内務協力の発展等が創立目的として挙げられている。

#### 2 加盟国

2022 年 11 月現在、欧州連合(EU)の加盟国は 27 か国である。1951 年調印のパリ条約によって欧州石炭鉄鋼共同体(European Coal and Steel Community: ECSC)が創設、更に 1957 年のローマ条約によって欧州経済共同体(European Economic Community: EEC)と欧州原子力共同体(European Atomic Energy Community: EURATOM)が設立されて以来、EU(EC)は拡大を続けてきた。 ECSC、EEC、EURATOM を設立した 6 か国(ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ)は「原加盟国」と呼ばれる。また 1995 年の第 4 次拡大までの加盟国を「EU15 か国」、2004 年以降の加盟国を「新規加盟国」と呼ぶことがある。近年では 2013 年 7 月 1 日にクロアチアが EU に加盟した。 現在、加盟候補国としてアルバニア、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、トルコが欧州理事会( $\Pi$  - 3 (1)の項参照)により承認され、コソボとボスニア・ヘルツェゴビナが潜在的加盟候補国と位置付けられている。

2016年6月23日、英国ではEU離脱の是非を問う国民投票が実施され、離脱が52%、残留が48%の結果となった。英国は2017年3月29日にEUに対して正式に離脱を通告し、同年6月からEUと英国間で離脱交渉が開始された。その後、2020年1月にEUと英国がそれぞれ離脱協定に署名し、同年2月1日より英国はEU加盟国でなくなり、EUにとって第三国となった。移行期間も2020年12月31日をもって終了している。

EU拡大及び離脱の歴史

| 原加盟国    | 第1次拡大  | 第2次       | 第3次       | 第 4 次      | 第 5 次     | 第6次       | 第7次       | EU離脱  |
|---------|--------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| (1951年) | 1973 年 | 1981<br>年 | 1986<br>年 | 1995<br>年  | 2004<br>年 | 2007<br>年 | 2013<br>年 | 2020年 |
|         | EU1    | 5 か国      |           |            | 親         | f規加盟[     | 玉         | 離脱国   |
| ドイツ     | 英国     | ギリシャ      | スペイン      | オーストリア     | チェコ       | ブルガリ<br>ア | クロアチ<br>ア | 英国    |
| ベルギー    | アイルランド |           | ポルトガル     | フィンランド     | エストニア     | ルーマニア     |           |       |
| フランス    | デンマーク  |           |           | スウェーデ<br>ン | キプロ<br>ス  |           |           |       |
| イタリア    |        |           |           |            | ラトビア      |           |           |       |
| オランダ    |        | EU 加盟     | 且候補国      |            | リトアニア     |           |           |       |
| ルクセンブルク |        | アルノ       | ベニア       |            | ハンガ<br>リー |           |           |       |
|         |        | 北マケ       | ドニア       |            | マルタ       |           |           |       |
|         |        | モンテ       | ネグロ       |            | ポーランド     |           |           |       |
|         |        | セル        | ビア        |            | スロベニア     |           |           |       |
|         |        | トカ        | レコ        |            | スロバキ<br>ア |           |           |       |

出所:各種資料より作成

[各機関ウェブサイト]

## Ⅱ EUの組織

## 1 3本の柱構造の解消・統合

2009年12月のリスボン条約発効により、①欧州共同体(EC)と欧州原子力共同体(EURATOM)、②共通外交及び安全保障政策(Common Foreign and Security Policy: CFSP)、③司法・内務分野における協力(Police and Judicial Cooperation in Criminal matters: PJCC)の「3本の柱」は廃止されることになった。同条約

により、EU は法制定が可能な EC の地位を継承し独立の法人格を持つことになった。このため、法の中で使用されてきた「共同体(Community)」という言葉はすべて「連合(Union)」に置き換えられ、EU の名の下で国際条約に調印できるようになった。

## 2 EUの立法過程

## (1) EU 法の種類

EU法は第1次法と第2次法に分類される。第1次法はEUを基礎付ける条約、第2次法は、条約に法的根拠を持ち、そこから派生する法である。第2次法(以下、EU法)には適用範囲と法的拘束力の強弱によって、①規則(Regulation)、②指令(Directive)、③決定(Decision)、④勧告・意見(Recommendation/Opinion)の4種類が存在する。

## EU法の種類

|                  | すべての加盟国を拘束し、直接適用性(採択される |
|------------------|-------------------------|
| ①規則(Regulation)  | と加盟国内の批准手続を経ずに、そのまま国内法体 |
|                  | 系の一部となる)を有する。           |
|                  | 指令の中で命じられた結果についてのみ、加盟国を |
|                  | 拘束し、それを達成するための手段と方法は加盟国 |
|                  | に任される。指令の国内法制化は、既存の法律がな |
| ②指令 (Directive)  | い場合には、新たに国内法を制定、追加、修正する |
| (「命令」と呼称され       | ことでなされる。一方、加盟国の法の範囲内で、指 |
| るときもある)          | 令内容を達成できる場合には、措置をとる必要はな |
|                  | い。加盟国の既存の法体系に適合した法制定が可能 |
|                  | になる半面、規則に比べて履行確保が複雑・困難に |
|                  | なる。                     |
| ②油字(Darinian)    | 特定の加盟国、企業、個人に対象を限定し、限定さ |
| ③決定(Decision)    | れた対象に対しては直接に効力を有する。     |
| ④勧告・意見           | 欧州連合理事会及び欧州議会が行う見解表明で、通 |
| (Recommendation/ | 常は欧州委員会が原案を提案するもので、①~③と |
| Opinion)         | は異なり法的拘束力を持たない。         |

出所: https://europa.eu/european-union/law\_en

## (2) EU 法の立法過程における決定手続

EU 法の立法過程における決定手続には、欧州議会の関与の程度に応じて、① 通常立法手続、②同意手続、③諮問手続の 3 分類が存在する。リスボン条約は通常立法手続が適用される範囲を拡大した。

| ①通常立法手続<br>(ordinary legislative pro-<br>cedure) | マーストリヒト条約によって導入され、以前は「共同決定手続」と呼ばれていた。リスボン条約により名称が変わった。欧州議会の賛成なしに法案が採択されないのが特徴。 |
|--|--|
| ②同意手続<br>(consent procedure)                     | 1987年発効の「単一欧州議定書」によって導入された。欧州連合理事会が採択しようとする決定には欧州議会の同意が必要となる。                  |
| ③諮問手続<br>(consultation procedure)                | 欧州委員会の提案後、欧州議会等の諮問を経<br>て、欧州連合理事会が決定する。諮問の意見に<br>は拘束力はない。                      |

出所: https://www.europarl.europa.eu/

通常立法手続は、まず欧州委員会が欧州議会と欧州連合理事会に法案を提出する。その後、欧州議会で第1読会が開かれる。欧州議会の意見を受け、欧州連合理事会は欧州議会の意見を承認するか、しないかを決定する。承認しない場合は、欧州連合理事会は「共通の立場」を採択し、それを欧州議会に伝える。欧州議会では第2読会が開かれ、そこで承認、否決、修正が行われる。修正の場合は再度欧州連合理事会に伝えられ、そこで承認ないしは否決が行われる。否決された場合には、欧州議会と欧州連合理事会からなる調停委員会が開催され、そこで共同案が出される。この共同案を、両者が共同で行う第3読会で承認すれば採択、否決すれば不採択に終わる。通常立法手続においては、欧州議会と欧州連合理事会は、少なくとも1回は提案(法案)の審議に加わることができる。

#### 3 EUの主要機関

EU には様々な機関が存在しているが、通信分野においては、欧州理事会、欧州連合理事会、欧州議会、欧州委員会、欧州連合司法裁判所が主なものとして位置付けられる。

## (1) 欧州理事会(European Council)\*

「EUサミット」又は「EU首脳会議」と呼称されることもある。欧州連合の全体的な政治指針と優先課題を決定する。リスボン条約によって正式な機関として位置付けられ、欧州理事会議長(いわゆる「EU大統領」)と EU外務・安全保障政策上級代表(同「EU外相」)が新設された。メンバーは加盟国の元首・首脳と欧州委員会委員長、欧州理事会議長で構成され、外務・安全保障政策上級代表も任務遂行に参加する。加盟国の元首・首脳は議題に応じて各国閣僚の補佐を受けることができる(欧州委員会委員長の場合は同委員会委員による補佐)。

全体の会合は最低年 4 回開催され、同時に経済、雇用、産業等の個別の分野の 政策に関する論議が行われる。また、国際問題に関しても共通外交・安全保障政 策の共通戦略を決定する。理事会開催後、その結果は議長総括(presidency conclusions)として発表される。これは、その時期において EU が抱える問題、今後 EU が取り組むべき課題等に関して、欧州理事会の意見を集約したものである。

\* 欧州理事会(European Council) は、フランス・ストラスブールにある欧州評議会 (審議会)(Council of Europe) と混同されることがある。欧州評議会は、人権保護を主な目的とする EU 外の機関である。

## (2) 欧州連合理事会 (Council of the European Union)

## ①概要

EUの主たる決定機関である。「閣僚理事会」又は「EU理事会」と呼称されることもある。欧州議会と立法機能及び予算権限を共有し、共通外交及び安全保障政策と経済政策調整で中核的な役割を担う。本部はブリュッセルに置かれ、特定の会議はルクセンブルクで開かれる。議長国は半年交代の輪番制であるが、会議のアジェンダ作成や重点テーマの絞り込みは 18 か月を区切りとして三つの議長国が協力して行うこととされている。2023年前半はスウェーデンとなっており、2023年7月~2024年12月期の議長国は、2023年後半がスペイン、2024年前半がベルギー、2024年後半はハンガリーとなっている。

#### ②構成

加盟国の分野別閣僚(担当大臣)によって構成される。分野は 10 分野(一般事項、外交事項、経済財政事項、司法内務分野における協力、雇用・社会政策・健康・消費者事項、競争、運輸・電気通信・エネルギー、農業・漁業、環境、教育・若者・文化・スポーツ) あり、それぞれの理事会を総称して欧州連合理事会と呼ぶ。

## ③ 意思決定

欧州連合理事会における意思決定の方法には、全会一致、単純多数決(14以上の加盟国の賛成票)、特定多数決(a qualified majority vote)がある。全会一致は、基本条約の改正や新しい共通政策の導入、新規加盟国の承認等、重要事項の表決に用いられる。欧州委員会提案(proposal)の採択には、原則として特定多数決が用いられ、加盟国の55%以上、域内人口の65%以上の賛成票が必要とされる。その際加盟国に割り当てられる加重投票数は、各国の人口を大まかに反映している。

## (3)欧州議会(European Parliament)

欧州連合理事会と並ぶ、EU の主たる決定機関である。議員の任期は5年(現任期は2019年7月~2024年6月)。1979年以来、直接普通選挙で選出されている。選挙方式は、加盟国別に異なっている。議席配分は、各国を一つの選挙区とし、定員は各国の人口に配慮したものになっている(加盟国別の議席票は次表参照)。2009年6月の欧州議会選挙で736名が選出されたが、2009年12月1日の

欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約(リスボン条約) 発効により定数は 751 名となった。英国による EU 離脱に伴い、2020 年 2 月に 議席配分の見直しが行われ、英国に割り当てられていた 73 議席のうち、27 議席 は EU 加盟国内で分配し、残りの 46 議席については、将来の新規加盟国のため に確保するとしている。結果、総議席数は離脱前の 751 議席から 705 議席に削減 となった。

欧州議会は、本会議はストラスブール (フランス)、一部の本会議、委員会及び 事務局支部がブリュッセル、事務局本部はルクセンブルクに置かれている。本会 議は、原則として 8 月を除く毎月 1 回 (各 4 日間、予算審議を含む) 開催してい る。その他、追加的な本会議がブリュッセルで開催されている。原則公開となっ ている。

本会議では、各委員会で討議された法案等についての報告書が審議されるほか、 EU 内部の事項、国際情勢等も討議され、決議・勧告等が採択される。委員会は、 具体的な政策を討議し、欧州議会としての意思決定のための準備を行う。各欧州 議員は少なくとも一つの委員会に所属する必要がある。常任委員会は、予算、環境・公衆衛生及び食品の安全性、域内市場及び消費者保護、外交事項、開発、国 際貿易等、合計 20 の委員会が存在する。このほかに暫定委員会が組織されることもある。

欧州議会は、かつては諮問機関としての位置付けであったが、条約の改正を重ねることでその権限を拡大してきた。現在、EU 市民の民意が反映される場として、①立法権(2(1)の項参照)、②予算に関する権限、③欧州委員会に対する監督、④欧州連合理事会に対する監視、その他欧州市民からの請願の検討、EU機関による行政過誤に対する苦情を処理するオンブズマンの任命等の権限も有する。

| 欧州議会の議席配分 | (合計 705 議席) | (2024年1月) |
|-----------|-------------|-----------|
|           |             |           |

| 90議席~ | ドイツ (96)  |
|-------|---|
| 70議席~ | フランス (79) 、イタリア (76)  |
| 40議席~ | スペイン (59) 、ポーランド (52)   |
| 30議席~ | ルーマニア (33)  |
| 20議席~ | オランダ (29) 、ベルギー (21) 、チェコ (21) 、ギリシャ<br>(21) 、ハンガリー (21) 、ポルトガル (21) 、スウェーデン<br>(21)              |
| 10議席~ | オーストリア (19) 、ブルガリア (17) 、フィンランド (14) 、スロバキア (14) 、デンマーク (14) 、アイルランド (13) 、クロアチア (12) 、リトアニア (11) |

| 10議席未満     | ラトビア(8)、スロベニア(8)、エストニア(7)、キプロス                                    |
|------------|---|
| 10 議 吊 木 個 | ラトビア (8) 、スロベニア (8) 、エストニア (7) 、キプロス<br>(6) 、ルクセンブルク (6) 、マルタ (6) |

出所: https://www.europarl.europa.eu/

## (4) 欧州委員会(European Commission)

| Tel.  | +32 2 299 11 11   |  |
|---|---|--|
| URL   | https://ec.europa.eu/commission/index_en  |  |
| 所在地 Charlemagne building, Rue de la Loi 170, 1040 Brussels GIUM |   |  |
| 幹部  | Ursula von der Leyen(委員長/President) Margrethe Vestager(上級副委員長・欧州デジタル化担当/Executive Vice-President・A Europe fit for the Digital Age) Thierry Breton(委員・域内市場担当/Commissioner) |  |
| 任期  | 2024年10月31日 (2019年12月1日発足)  |  |

#### ①概要

EUの執行・政策決定機関としての機能を担い、主に以下を所掌する。

## (ア) EUの政策・法案の提案

EUの諸機構において唯一、法案提出権を有する。EU法の立法はすべて欧州委員会の提案に基づいて開始される。ただし、その提案に際しては、以下の三つの要件を満たさなければならないとされている。

・欧州の利益(European Interest)

欧州委員会は、個別部門の利益、個別加盟国の利益でなく、EU、欧州市民全体の利益にとって最善であるとの判断を反映すること。

・事前協議(Advance Consultation)

欧州委員会は、最終提案を提示するに当たり、加盟国政府、産業界、労働組合、 関係利益団体及び技術的専門家の意見や助言を事前に求めること。

・補充性の原則(Principle Subsidiarity)

「マーストリヒト条約」において採用された原則で、各加盟国に任せておく場合よりも効果的である場合に限り、EU法を提案すること。

また、政府間協力の分野においては、欧州委員会は個々の加盟国と同様に提案 を行う権限を有する。

(イ) EU法(条約、条約の規定に基づく決定等)の公正な適用の監督

欧州委員会は、条約違反を理由に加盟国をも提訴できる。また必要に応じて欧州裁判所に司法判断を仰ぐこともある(後述)。更に、EUの競争ルール違反等の理由で、個人や法人に罰金を科すこともできる。

(ウ) EU の行政・執行機関として機能

条約の特定の条項を施行するための規則を制定し、EU の活動に割り当てられた予算の拠出を管理する。実施に当たっては、多くの場合、加盟国当局者で構成される委員会の意見を求めなければならない。

#### (エ) 競争法分野における立法

原則として、欧州委員会に立法権限は付与されていないが、競争法分野においては、立法権を有している。また、欧州連合理事会によって制定された EU 法の執行に関する規則を制定する。

#### ②組織

欧州委員会は、職員約3万名を擁するEU最大の機関である。その活動は多岐、 広範囲にわたり、しかも各加盟国の国民に対して母国語で情報を提供する必要が あるため、多数の職員が翻訳業務に従事している。

最高意思決定機関である委員会は27名の委員(Commissioner、任期5年)で構成され、加盟国から各1名が、欧州議会の承認、並びに欧州理事会の特定多数決を経て任命される。委員は、出身国から完全に独立しており、いかなる指示も受けてはならず、EU全体の利益のためにのみ職務を遂行することを義務付けられる。欧州委員会を譴責する権限を持つのは、欧州議会のみである。また、委員は、それぞれ一つ以上の政策領域に関して責任分野を持っているが、その決定に関しては、委員全員が連帯責任を負う。委員長は、欧州理事会の特定多数決により指名された者が欧州議会の承認を得て選任される。

欧州委員会には 27名の委員の下に、各総局(Directorate-General)をはじめとする部局が設置されている。総局は日本の省庁に相当する。2019年 12月から2024年 10月までのフォン・デア・ライエン委員長体制下では、マルグレーテ・ベステアー上級副委員長が欧州デジタル化(A Europe fit for the Digital Age)の担当に、ティエリー・ブルトン委員が域内市場におけるデジタル経済・社会の担当に指名されている。現体制下では、フィル・ホーガン委員(通商担当)が2020年8月に辞任しており、現在はバルディス・ドムブロフスキス上級副委員長(経済総括、金融サービス政策担当)が通商担当を兼任しているため、委員は計26名となっている。

(ア) 通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局 (Directorate General for Communications Networks, Content and Technology: DG CONNECT)

| Tel. | + 32 2 299 93 99  |  |  |
|------|---|--|--|
| URL  | https://ec.europa.eu/info/departments/communications-net- |  |  |
| UNL  | works-content-and-technology_en                           |  |  |
| 所在地  | 所在地 Rue de la Loi 51, 1000 Brussels, BELGIUM              |  |  |

概要

委員会が設定した 10 の重点分野のうち、単一市場及び雇用・成長・投資と特にかかわりが深く、①EU レベルのイノベーション促進のための研究助成や研究環境整備、②関連産業における技術開発プロジェクトの支援や競争環境整備、③すべての欧州市民と企業が情報社会に参画して欧州をデジタル経済のリーダーとするデジタル単一市場の実現を戦略の柱とし、対外関係・セキュリティ、公衆衛生、経済・財務及び教育関連の政策策定にも参画する。

「デジタル・サービス法 (Digital Services Act: DSA)」及び「デジタル市場法 (Digital Markets Act: DMA)」(IV - 4 (11) の項参照) の施行に伴い、DG CONNECT の権限が拡大され、DMA のゲートキーパー及び DSA の超巨大プラット フォーム・検索エンジンに対する監督・執行権限を有することになる。

## (イ) 競争総局 (Directorate General for Competition: DG COMP)

| Tel. | +32 2 299 11 11 (欧州委員会代表番号)                          |  |  |
|------|--|--|--|
| URL  | https://ec.europa.eu/info/departments/competition_en |  |  |
| 所在地  | Place Madou/Madouplein 1 Brussels, BELGIUM           |  |  |

#### 概要

EU の統一的競争政策の策定・実施を所掌する。欧州単一市場における公正な競争を確保するため、競争法の違反事案を捜査するとともに、大規模な企業合併・買収についても調査のうえ、必要に応じてその実施を阻止する権限が付与されている。このほか、DG CONNECT と共同で加盟国規制当局が通報する電子通信サービス網に関する市場評価結果等の検証や DMA の執行・監督を行っている。

# (ウ) 域内市場・産業・起業・中小企業総局 (Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs)

| Tel. | +32 2 299 11 11 (欧州委員会代表番号)                                  |  |  |
|------|--|--|--|
| URL  | https://ec.europa.eu/info/departments/internal-market-indus- |  |  |
| UNL  | try-entrepreneurship-and-smes_en                             |  |  |
| 所在地  | Avenue d' Auderghem 45, 1000 Brussels, BELGIUM               |  |  |

## 概要

域内市場における人、物、サービス、資本の完全な自由移動を保証した欧州単一市場の構築は、EU 最大の成果とされている。同総局の役割は、欧州単一市場の効率的な機能のための欧州委員会の全般的政策の調整、単一市場の重要分野における欧州委員会政策の策定と実施、管理負荷の低減やグローバル市場へのアクセス等を通じた中小企業の育成、産業界の知財権の保護・活用についての政策立案、EUの宇宙政策と研究活動の推進である。

## (5) 欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union)

EU 諸条約を含めた EU 法の順守を確保するため、その解釈、適用及び EU 諸

機関のすべての行為において必要な司法上の保護措置の実施を役割とする。旧EC条約では、司法機関は、欧州司法裁判所と第一審裁判所、並びに、第一審裁判所に付属する司法委員会で構成されていたが、リスボン条約の発効により、それぞれ欧州司法裁判所、一般裁判所、専門裁判所へと名称が改正された。これらの司法機関は、総称として欧州連合司法裁判所と呼ばれる。

## ①欧州司法裁判所(European Court of Justice: ECJ)

EU 法の解釈を行う最高裁判所で、ルクセンブルクにある。EU 法に関して、普通裁判所としての機能のほか、憲法裁判所、行政裁判所、労働裁判所、国際裁判所としての機能も有しており、加盟国裁判所の要請に応じ、EU 法上の争点の解釈やその妥当性について先行判決を下すことができる。更に、加盟国が EU 法上の義務を履行していないと認定し、当該国がその判断に従わない場合、高額の罰金を科すこともできる。その他、EU の機関による措置の無効を求める裁判において、当該措置の合法性について検討・判定することができる。

欧州司法裁判所は、加盟国の合意によって任命された各国 1 名ずつ計 27 名の裁判官及び 11 名の法務官 (Advocate General) \*によって構成される。両者とも任期は6年(裁判長及び副裁判長は3年ごとに改選)で、在任中はその独立性が保障される。法務官は、同裁判所の業務遂行を補佐するため、同裁判所に提訴された事件に関して、完全に公平、独立の立場から、理由を付した法的見解を法務官意見として裁判所に提出する。

\* 法務官制度:欧州共同体設立当初に主導権を握ったフランスの最高行政裁判所である国務院で、「法の代理人」として公正な立場から法理論を展開する政府委員制度を参考にして採用された。

## ②一般裁判所(General Court)

EU の活動範囲拡大に伴う欧州司法裁判所への訴訟件数急増に対処するため、単一欧州議定書が改定され、欧州司法裁判所の附属機関として 1989 年 9 月に発足した。欧州司法裁判所と同様にルクセンブルクにあり、加盟国政府の合意によって任命された各国 2 名ずつの裁判官(任期 6 年。裁判長については 3 年ごとに改選)から構成されているが、加盟国の数よりも裁判官の数が多くなることもある。欧州司法裁判所と異なり、専属の法務官は任命されておらず、法廷から要求があった場合に限り一般裁判所の長官が裁判官の中から法務官を任命する。

一般裁判所は、EU 諸機関の決定に対する個人及び法人から提訴されたすべての事件を審理し、判決を下す。一般裁判所の判決については、法律上の争点に関する事案に限り、欧州司法裁判所に上訴することができる。

[各機関ウェブサイト]

## Ⅲ 現行の規制枠組と手続

## 1 欧州電子通信コード(通信分野)

#### (1) 欧州電子通信コード

2016 年 9 月 14 日、欧州委員会は、2015 年 5 月に発表したデジタル単一市場戦略(W-2の項参照)の一環として、既存の「電子通信規制パッケージ」の 4 指令を一本化し、EU 域内における通信規制の更なる調和、市場の公平性の確保、高速ブロードバンド網への投資促進等を目的とする施策を組み込んだ「欧州電子通信コード」(European Electronic Communication Code: EEC コード)の提案を行った。主な内容は以下のとおりである。

競争と投資の予測可能性の増進

複数の事業者が高能力のネットワークに共同投資を行う場合の規制緩和、過疎 地域等へ投資を最初に行う事業者に対する投資予見性の向上等。

・周波数の効率的な利用

より厳格な要件を付した長期間の免許制度の創設、時期等の周波数割当にかか わる基本的な要件の調和等。

・消費者保護の強化

バンドル・サービスにかかわる他事業者への乗換えの容易化、高齢者及び障が い者がインターネットを安価に利用できるルールの強化等。

・安全なオンライン環境と公正な市場の実現

既存事業者と同様のサービスを提供する新たなオンライン事業者 (SMS、メールを含む) に対しても、セキュリティ要件等に関する規制を適用等。

その他、上記の提案では、EU 域内で規制が一貫して運営されるよう、欧州電子通信規制者団体 (Body of European Regulators for Electronic Communications: BEREC) の役割強化等も盛り込まれている。

2018年6月、欧州議会と欧州委員会は、5G展開のための周波数割当、大容量の固定網展開強化、市民のアクセス機会増大とセキュリティ対策といった同案の内容で合意した。同月に欧州連合理事会がBERECの意見を基にまとめた修正案には、「電子通信」定義の見直し、SMP (Significant Market Power)事業者の卸売事業における義務の再規定と規制機関の役割の強化、ユニバーサル・サービス範囲の拡張、移動体通信着信料金の欧州域内での単一化等が盛り込まれた。この提案は2018年12月17日に成立し、3日後の12月20日に新たな指令として発効した。これによりEU加盟国は新指令の国内法制化を遅くとも2020年12月31日までに実施することが義務付けられた。

欧州委員会は 2020 年 4 月、欧州電子通信コードの国内法制化が遅れているスペイン、クロアチア、ラトビア、リトアニア、アイルランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア及びスウェーデンの 10 か国について欧州司法

裁判所へ提訴することを決定した。欧州委員会は 2021 年 2 月の時点で期限を順守していない 24 か国に対して正式な通知を送付し、同年 9 月には 18 か国に対して意見書を送付している。

#### (2) 欧州電子通信コード策定以前

欧州電子通信コード策定以前については、2002年に採択された電子通信規制及び 2009年に発行したその改正案が、電子通信規制パッケージとして適用されていた。2002年から適用されていた電子通信規制パッケージの概要は次表のとおりである。

## 「電子通信規制パッケージ」

## 枠組指令 (2002/21/EC)

電子通信網及びサービスに関し、EU域内で統一的な規制枠組を確立するため、各国規制団体(National Regulatory Authority: NRA)の権限及び所掌、事業者間紛争の解決、市場分析手続、SMP事業者規制、周波数や番号といった稀少資源の管理等を規定。特にSMP事業者の指定については、従来市場シェア25%以上を基準にしていたのとは異なり、EU競争法の概念に適合させている。

## 認可指令 (2002/20/EC)

EU域内での事業参入許可に関する手続・条件の調和・簡略化を図るため、一般認可により付与される権利及び課される条件等を規定。なお、従来も一般認可制度の採用を優先させていたが、各加盟国の裁量下にあったため、大多数の加盟国は個別免許制度を維持した。しかしこれが国境を越えたサービス等の発展の妨げになることから、本指令では、希少資源の周波数及び番号の割当て以外は一般認可による旨を規定。

## アクセス指令 (2002/19/EC)

電子通信網へのアクセス・相互接続に関する規制をEU域内で調和させるため、事業者の権利・義務、SMP事業者の義務等を規定。アクセス・相互接続の条件は、当事者間の完全な商業的交渉による。SMP事業者に対し透明性の確保、非差別性、会計分離等の義務を課すことを各国NRAに要求。また、デジタルテレビ・サービスへのアクセスを提供する条件付きアクセス事業者に対しては、公平で合理的かつ非差別的条件でサービスを提供する義務を課している。

ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC)

EU域内における同サービスを確保するため、その定義、範囲、費用算定、財源、関連する利用者の権利等を規定。定義及び範囲は従来の規定と同じ(固定回線による音声電話、公衆電話、番号案内等)であるが、定期的な見直しを予定し、最初の見直しは施行後2年以内に実施。NRAは、同サービス提供事業者を指定することができ、同サービス実施費用の拠出は、政府の一般財源による補償、又は基金による共同負担のいずれかとすることができる。また、利用者の権利として、再販売価格規制、サービス品質に関する情報公開、番号ポータビリティ、優先接続、指定されたラジオ放送及びテレビ放送を伝送するマスト・キャリー義務等を関連事業者に課すことを規定。

出所:http://eur-lex.europa.eu/

2007年11月13日に欧州委員会によって欧州議会に提案された改正案は、EU全域において、すべての市民が安価な通信サービス(移動電話、高速ブロードバンド、ケーブルテレビ等)を享受できる環境作りを目的としたものである。同案は、欧州議会等における議論を経て、2009年12月18日、欧州官報に掲載され、発効した。

新しい規則に伴い、各加盟国の電子通信規制団体の代表者から構成される BEREC が設立された。BEREC は欧州委員会と共に、各国規制機関の規制案に関 する意見を表明することができる。

BEREC 設立に係る規則以外の 2 指令は、既存の電子通信規制パッケージの各指令や規則の各条項の改正を規定したものである。

2009年に採択された電子通信規制に関する新しい規則・指令

| 名称                                |                | 内容                               |  |  |
|-----------------------------------|----------------|----------------------------------|--|--|
| 欧州電子通信規制者団体 (BEREC) の設立と事務局に関する規具 |                |                                  |  |  |
| 1                                 | (1211/2009)    |                                  |  |  |
|                                   |                | ユニバーサル・サービス指令(2002/22/EC)、プラ     |  |  |
| $\frac{1}{2}$                     | 「市民の権利」指令      | イバシー保護指令(2002/58/EC)、消費者の権利保     |  |  |
| 4                                 | (2009/136/EC)  | 護に関する法の執行機関間における協力に関する規          |  |  |
|                                   |                | 則(No2006/2004)の改正                |  |  |
| 9                                 | 「より良い規制」指      | 枠組指令(2002/21/EC)、アクセス指令          |  |  |
| 3                                 | 令(2009/140/EC) | (2002/19/EC)、認可指令(2002/20/EC)の改正 |  |  |

出所: EU サイト法検索ページ

2 オーディオ・ビジュアル・メディア・サービス (AVMS) 規制分野 オーディオ・ビジュアル・メディア・サービス指令

欧州議会は、2007年11月29日、「オーディオ・ビジュアル・メディア・サー

ビス(AVMS)指令(2007/65/EC)」を採択した。正式名称は「テレビ放送活動の遂行に関し、加盟国において法律、規則、行政行為によって制定される規定の調整に関する 1989 年 10 月 3 日付け理事会指令(89/552/EEC)の改正についての2007 年 12 月 11 日付け欧州議会及び理事会指令」。加盟国には 2009 年末までにAVMS 指令を国内法に反映させることが義務付けられた。

AVMS 指令の目的は、今日的な競争促進の枠組みを、欧州のテレビ事業者及びそれに類するサービスを提供する事業者に適用することであり、新しい広告コミュニケーション形態によってオーディオ・ビジュアル・コンテンツの資金確保のための柔軟な規制を適用することである。配信に用いている技術に関係なく、欧州市場でオンデマンド・サービスを行っているすべての企業が活動領域を形成することもできるとしている。

AVMS 指令は、欧州におけるテレビ及びテレビ類似サービス (TV-like services) 提供者の規制による負担を軽減するとともに、広告の新たな形式を定めることによって、柔軟性を高めることを目的としている。

テレビ及びテレビ類似サービスは、それぞれリニア・サービスとノンリニア・ サービスとして区別される。

- ・リニア・サービス:従来のテレビ放送、インターネット、移動電話等を通じた、スケジュール化されたサービスであり、視聴者に対してコンテンツを一方的に提供(pushes) するもの。
- ・ノンリニア・サービス: オンデマンド・サービス。視聴者がネットワークから引き出す (pulls) もの。
- 一方、個人的な通信(注:eメール、ブログのような個人的なウェブサイト等)、電子版の新聞、雑誌、オーディオ・ビジュアル・コンテンツの提供を主目的としないウェブサイト等は、AVMS指令案の適用範囲外になっている(他の法令による規制はありうる)。

リニア・サービスには、現在テレビ放送に適用されているルールを適用するが、 ノンリニア・サービスに関しては、青少年保護、人種等に基づく憎悪助長禁止、 消費者をミスリードする広告(不正広告)の禁止等、基本的で最低限の原則のみ が適用される。

AVMS 指令は、リニア・サービスにおける広告に関する従来のルールを、より簡素化、柔軟化することを求めている。従来は、広告と広告の間を最低 20 分とることが義務付けられていたが、AVMS 指令では広告挿入のタイミングは番組制作者の自由裁量となる。しかし、1 時間番組に対して最大 12 分という規制は維持されている。なお、映画、子ども向け番組、報道番組、ニュース等は例外で、広告の間隔は 30 分以上空けることが義務付けられている。

更にプロダクト・プレースメント(番組内で商品を使用する間接広告)につい

て、初めて明確に定義し、原則禁止としつつも、それが認められるための枠組みを定めている。プロダクト・プレースメントは、ニュース番組、時事問題、子ども向け番組を除き、不正広告防止のため、プロダクト・プレースメントであることが明確に認識できる場合に限り認められる。消費者は、番組の最初でプロダクト・プレースメントが利用されることを周知される。

プロダクト・プレースメントは、コマーシャルを飛ばして再生できる機能がついた録画機の利用が広がったことで急成長している広告手法である。米国で急速に広まる一方、EUでは多くの国が禁止していることから、EUの放送業界は米国に比べて広告収入源で不利な立場に置かれていた。今回の部分的解禁で収入増加を目指している。

また、子ども番組における食品・飲料の広告規制、オンデマンドのオーディオ・ ビジュアル・メディア・サービスにおける少数者保護も指令に盛り込まれている。

2016年5月、欧州委員会は、デジタル単一市場戦略の一環として AVMS 指令の改正案を公表した。同改正案は修正を経て、2018年10月に欧州議会で可決され、11月に欧州連合理事会で採択された。改正 AVMS 指令は、メディア事業者への公正な競争環境の提供、欧州制作作品の振興、有害コンテンツからの児童の保護、ヘイトスピーチ対策強化等を目的としている。また、新たに登場したオンライン・プラットフォーム事業者に対する新たなアプローチについても盛り込んでいる。主な改正点は以下のとおりである。

・暴力、憎悪、テロリズム、有害広告に対する青少年の保護強化

オーディオ・ビジュアル・メディア・サービス事業者は、暴力、テロリズム、 憎悪を誘発するコンテンツに対抗する適切な方策をとらねばならない。併せて侮辱やポルノグラフィにも適切な規則を設けることが求められる。法律ではアップロードされたコンテンツへの自動フィルタリングを義務付けないが、プラットフォーム事業者は必要に応じてユーザに注意喚起をするメカニズムを構築する必要がある。

・広告制限の見直し

新たな規則では 6 時から 18 時の広告上限は放送時間の 20%に設定される。 18 時から 0 時のプライムタイムの広告も同様に上限は 20%に設定される。

・ビデオ・オン・デマンド (VOD) のプラットフォームのカタログに下限 30% の欧州産コンテンツを掲載することを義務付ける

欧州のオーディオ・ビジュアル部門の文化的多様性を支援するために、VODのプラットフォームが提供するカタログの下限 30%は欧州で制作されたコンテンツを掲載することを義務付ける。また、VODのプラットフォーム事業者には欧州の映像産業の発展への様々な貢献を求める。

また、欧州委員会は 2020 年 7 月、改正 AVMS 指令の履行を促進するためのガ

イドラインを公表している。

欧州委員会は 2022 年 5 月 19 日、2020 年 11 月までの国内法制化が義務付けられていた改正 AVMS 指令について、国内法制化が遅延しているチェコ、アイルランド、スペイン、スロバキア及びルーマニアの 5 か国について欧州司法裁判所へ提訴することを決定した。欧州委員会は 2020 年 11 月の時点で期限を順守していない 23 か国に対して正式な通知を送付しており、更に同年 9 月には 9 か国に対して、2021 年 11 月には 2 か国に対して意見書を送付している。 2023 年 5 月には、改正 AVMS 指令の国内法制化について著しい進捗が見られず、促進するための動議として報告書が提出され議会でも承認された。

## 3 違反手続

EUの司法制度の中には、「取消訴訟」「条約違反手続」「先決裁定手続」「裁判所意見」があるが、加盟国が EU 法執行の義務を履行しているか否かを裁定するのは、「条約違反手続」である。

「条約違反手続」は、EU 法を履行確保するための手段として、「EU 運営条約 (旧 EC 条約)」第 258 条及び第 259 条にて規定されている。第 258 条は欧州委員会が EU 法を履行しない加盟国を訴えることを規定しており、第 259 条は加盟国が他の加盟国を訴えることを規定している。通常は、第 258 条に基づき、欧州委員会が法の擁護者として、履行義務違反の疑いがある加盟国を訴える。

## Ⅳ 政策動向

#### 1 欧州委員会のデジタル政策

2019年7月にフォン・デア・ライエン次期欧州委員長(当時)が公表した「次期欧州委員会の政治的ガイドライン  $2019\sim2024$ 」において、「デジタル時代にふさわしい欧州 (A Europe fit for digital age)」が優先政策課題の一つに掲げられ、以下のアクションが挙げられている。

- ①5G ネットワークの標準策定
- ②重要な技術分野における技術主権の確保 (ブロックチェーン、高性能コン ピューティング、量子コンピューティング、データ共有・利用技術)
  - ③就任後 100 日以内に、人間的で倫理的な人工知能(AI)に関する法案の提出
- ④新デジタル・サービス法による、デジタル・プラットフォーム及びサービス と製品の信頼と安全に関するルールの見直し、デジタル単一市場の完成
  - ⑤情報共有及びより良い防御の迅速化のための共同サイバーユニット
  - ⑥デジタルスキル向上のためのデジタル教育アクションプランの見直し

欧州委員会は 2020 年 2 月 19 日、上述の優先政策課題の下、「ヨーロッパのデジタルの未来を形作る (Shaping Europe's digital future)」という目標を示し、併せて「欧州データ戦略」(4 (5) の項参照)と「人間中心主義の AI 開発政策」

(4 (8) の項参照)を公表した。更に欧州委員会は、以下の三つがこの先 5 年間におけるデジタル分野での主な柱であるとし、EU のデジタル戦略が各柱において何を可能とするのかについても示している。

## ①人に役立つ技術

- ・すべての欧州国民のデジタルスキルへの投資。
- ・サイバー上の脅威からの保護。
- ・AIが人々の権利を尊重し、信頼を得られるように開発される。
- ・EU全域の家庭、学校、病院向けに超高速ブロードバンドの展開を加速。
- ・欧州のスーパーコンピューティング能力を拡大し、医療、輸送、環境のため の革新的なソリューションを開発する。
  - ②公正で競争力のある経済
- ・革新的かつ急成長している新興企業や中小企業のコミュニティが、融資を受け、拡大できるようにする。
- ・デジタル・サービス法を提案し、オンライン・サービスのルールを明確にすることで、オンライン・プラットフォームの責任を強化する。
  - ・EU規則がデジタル経済に適合するようにする。
  - ・欧州におけるすべての企業の公正な競争を確保する。
- ・個人情報や機密情報を保護しつつ、高品質なデータへのアクセスを増加させる。
  - ③開かれた、民主的で持続可能な社会
- ・2050年までに、ヨーロッパが気候変動に左右されない国になるため、テクノロジーを活用する。
  - ・デジタル部門の炭素排出量を削減する。
  - ・市民のデータの管理と保護を強化する。
- ・「欧州のヘルスデータ空間」を創造し、的を絞った研究・診断・治療を育成する。
- ・オンライン上での誤報と戦い、多様で信頼性の高いメディア・コンテンツを 育成する。

欧州委員会は 2021 年 3 月 15 日、EU の研究・イノベーション枠組みプログラム「Horizon Europe」における最初の 4 年間( $2021\sim2024$  年)の戦略計画を採択した。予算総額 955 億 EUR となる同プログラムでは、気候中立やグリーン・ヨーロッパ、欧州のデジタル化対応、人に優しい経済等、EU 政策の優先事項への貢献が求められており、最初の 4 年間の投資に関する戦略的方針が打ち出された。同方針 4 項目の主な内容は以下のとおり。

・鍵となるデジタル新興技術や分野、バリューチェーンの開発により、オープンかつ戦略的自主性を促進する。

- ・欧州の生態系及び生物の多様性を復元し、天然資源を持続的に管理する。
- ・デジタル技術を活用した循環的で、気候中立、持続可能な経済を欧州で実現。
- ・よりレジリエントかつ包摂的で、民主的な欧州社会を創設する。

なお、国際的課題の解決に不可欠な国際協力については、プログラム全体の共通優先事項として挙げられている。

## 2 デジタル単一市場戦略

2013年9月11日、欧州委員会は電気通信の単一市場構築をねらいとする法案を盛り込んだパッケージ「欧州大陸の接続:電気通信の単一市場の構築(Connected Continent: Building A Telecoms Single Market)」(以下、電気通信の単一市場パッケージ)を提案した。パッケージのタイトルに含まれる「単一市場の構築」は EU が長年取り組んできた課題であり、EU 域内における人、物、サービス、資本の自由な移動を意味する。電気通信の単一市場パッケージにおいては、①電気通信事業者に適用される規則の簡略化、②EU 域内のローミング料金の撤廃、③ネットワーク中立性の確保、④周波数割当における協調等が主な施策として盛り込まれたが、このうちローミング料金の撤廃及びネットワーク中立性の確保について、2015年10月に規則として欧州議会及び欧州連合理事会において最終的に採択された。

デジタル単一市場 (Digital Single Market: DSM) 政策は 2014 年 11 月~2019 年 11 月の Juncker 委員長体制下 (当時) でも継承され、欧州委員会は 2015 年 5 月に「デジタル単一市場戦略」を公表した。デジタル単一市場戦略は、①消費者と企業によるデジタル分野の商品やサービスへの国境を越えたアクセスの改善、②デジタル・ネットワークや革新的なサービスの繁栄をもたらす適切な条件や公平な競争環境の創出、③デジタル経済の成長と潜在性の最大化の三つの柱とそれぞれに連なる 16 の重要アクションで構成されており、デジタル分野における加盟国間の制度的調和を進め、制度の違いや地理的要因による障壁を取り除くことにより、EU 域内において統一的な市場を実現し、年間 4,150 億 EUR の経済効果と数十万の雇用が創出され、知識社会の発展が期待されるとしていた。

## 3 「デジタルの 10 年」プログラム

欧州委員会は 2021 年 3 月 9 日、2030 年までを「デジタルの 10 年(Digital Decade)」として、2030 年までの具体的な施策事項である「デジタル・コンパス (Digital Compass) 2030」を公表した。以下の四つの柱が示されている。

- ・デジタルスキル及び高度デジタル技術専門家:成人 80%によるデジタル基本技術の習得。ICT 専門家の EU 域内雇用 2,000 万人
- ・高セキュリティ/高パフォーマンス/持続可能なデジタルインフラ:全世帯のギガビット接続。全人口の 5G カバー。気候変動中立なエッジ・コンピューティング・ノード設置等

- ・ビジネス分野のデジタル・トランスフォーメーション (DX):域内企業の 4 分の 3 によるクラウド・コンピューティング、ビッグデータ、人工知能の活用。中小企業の 90%によるデジタル集約技術の活用等
- ・公共サービスのデジタル化:主要公共サービスのオンライン化。全市民による e ヘルスへのアクセス。市民 80%への電子 ID の普及

欧州委員会と EU 理事会は 2021 年 3 月 19 日、2030 年までのデジタル目標達成へ向けた三つの宣言を採択したことを発表した。今後 10 年間で人間中心主義的アプローチによるデジタル・リーダーシップの確立を目指す「デジタルの 10 年戦略」に沿って、①コネクティビティの拡大、②スタートアップのための環境改善、③グリーン・デジタル・トランスフォーメーションの導入の 3 項目に取り組んでいくとしている。

- ・コネクティビティ: 欧州データ・ゲートウェイを経由したアフリカ、アジア、 近隣諸国、ラテンアメリカ等の地域との国際接続性を強化する。地上・海底ケー ブル、衛星、増大かつ安全なデータ交換に対応するネットワーク接続に重点を置 く。
- ・スタートアップ:スタートアップやその次の成長段階にあるスケールアップ 企業に対する支援。スタートアップの成功事例に基づくベストプラクティスを作 成し、企業の成長を促進するエコシステムを提供する。最終的には同施策を、持 続可能、デジタルかつレジリエントな経済へ移行する際の中核に発展させる。
- ・グリーン・デジタル・トランスフォーメーション:環境に優しいデジタル技術へ投資を動員する。エネルギー、輸送、製造、農業、建設等の分野における気候中立実現へのソリューションとして、 $5G\cdot 6G$ 、光ファイバ、高性能コンピューティング、IoT 等の最先端技術を導入する。また、2030 年までの大幅な CO2 排出量削減、2040 年までの気候中立実現への取組みの一環として、ICT 業界 26 社の CEO が合同で「欧州グリーン・デジタル連合(European Green Digital Coalition)」を設立し、持続可能性を促進するグリーン・デジタル・ソリューションに関するガイドラインを作成する。

欧州委員会は 2021 年 7 月 19 日、「デジタル・コンパス 2030」に掲げる目標の達成を目指し、プロセッサ及び半導体技術と、産業データ/エッジ/クラウドの二つの分野に関する新・産業アライアンスを発足したと発表した。官民協働で取り組む新アライアンスの目的は、EU 域内における次世代のマイクロチップや産業クラウド/エッジコンピューティング技術の開発を推進するほか、業界全体のボトルネック、ニーズ及び依存性等の現状を分析し、EU のデジタル産業を強化することとなっている。

欧州委員会は 2021 年 9 月 15 日、2030 年までに実現を目指す具体的なデジタル分野の目標を定める欧州 2030 政策プログラム「デジタルの 10 年への道 (Path

to the Digital Decade)」の提案を発表した。具体的には、①デジタル・スキル及び教育の強化、②安全で持続性のあるデジタル・インフラストラクチャ、②ビジネスの DX、④公共サービスのデジタル化の 4 分野におけるターゲットが策定されている。主な内容は以下のとおり。

- ・欧州デジタル化目標の指針である「デジタル・コンパス 2030」に沿って進捗 状況を評価するため、デジタル経済及び社会指数 (Digital Economy and Society Index: DESI) をベースとする透明性の高いモニタリング・システムを導入する。
- ・欧州委員会は、年次報告書「デジタルの 10 年の現状(State of Digital Decade)」を発行し、計画の進捗状況の評価及び活動に対する提言を行う。なお 2026 年までにデジタル目標そのものの見直しも実施する。
- ・加盟国は、各国が目標達成のために取り組んでいる国家戦略ロードマップを 提示する。
- ・欧州委員会と加盟国が、進捗状況が遅い分野について協議し、共同作業に取り組むための体系的な年次枠組を設定する。
  - ・多国間プロジェクト実施支援のためのメカニズムを導入する。

欧州委員会は投資対象プロジェクトの最初のリストとして、データインフラ、 低消費電力プロセッサ、5G 通信、高性能コンピューティング、安全性の高い量子 通信、ブロックチェーン、電子行政サービス等を挙げている。

欧州議会は 2022 年 11 月 14 日に、EU 理事会も 2022 年 12 月 8 日に同プログラムを承認し、成立した。

2023年9月27日に一連の取り組みや活動状況等を示した初めての年次報告書が発表された。本報告書は、現在の投資ギャップに対処し、欧州におけるデジタル変革を加速するとともに、「デジタルの10年」のプログラム目標を達成するための取り組みを強化するための共同行動を加盟国へ呼びかけている。「デジタルの10年」の4つの柱を踏まえ、各分野において目標達成のための更なる取り組み、投資の必要性について報告している。

- ・デジタル・インフラストラクチャ:2030年の目標では、全ての人口密集地域においてギガビット級のカバレッジを提供することが目標とされているが、その実現に不可欠なファイバーネットワークは、世帯の56%しか到達してらず、5Gのカバー率は人口の81%に達するものの、地方では51%にとどまっている。目標を達成するためには少なくとも最大2,000億EUROの追加投資が必要であること。
- ・ビジネスのデジタル化:追加の投資やインセンティブがなく現状のまま推移した場合、2030年までにクラウドを使用する企業は 66%、ビッグデータが34%、AIが 20%と見込まれ、目標である 75%には到達しないことが予想される。また中小企業のデジタル強度について、基本レベルに達しているのは

69%(目標 90%)であり、加盟国の進捗は不十分であり、更なる推進が必要であること。

- ・公共サービスのデジタル化:目標としては、主要な公共サービスへの 100%の オンラインアクセスを提供することと 100%の国民の電子医療記録へのオン ラインアクセスの可能性を提供することが示されている。現状、両者を達成 することは優位に進めることができる見込みであるが、国境を越えた際の公 共サービスとしての可用性やパフォーマンスの向上には多額の投資が必要で あること。
- ・デジタルスキル: 16 歳~74 歳の少なくとも 80%の基礎的なデジタルスキルを向上させ、2030 年までに 2,000 万人の ICT スペシャリストを獲得することを目標としているが、現状のままだと前者は 59%にとどまり、ICT スペシャリストの数も 1,200 万人を超えない可能性があるため、教育やスキル獲得に対しての更なる投資を促進する必要があること。

出所: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\_23\_4619

## 4 近年の政策動向

(1) コネクティビティ向上のための政策パッケージ

2016年9月、デジタル単一市場戦略の一環として、欧州委員会は、①欧州電子通信コード、②WiFi4EUイニシアチブ、③欧州 5G アクションプランの三つの主要施策を含むコネクティビティ向上のための政策パッケージを提案した。これは、欧州におけるネットワーク接続に対するニーズの増大に応え、競争力向上を図るためのものであり、大容量ネットワークと公衆アクセス Wi-Fi への投資を促進することを目指している。本政策ではコネクティビティに関して 2025 年までに達成すべき目標として以下の三つが掲げられた。

- ・学校、大学、研究所、交通ハブ、病院や役所等の公共サービス、デジタル技術に依拠する企業等、社会経済的に重要な役割を担う団体・組織は、上下毎秒1Gbpsのネットワークにアクセスする。
- ・都市部及び過疎地を含むすべての欧州の世帯は、Gbps 級にアップグレード 可能な毎秒 100Mbps 以上のネットワークにアクセスする。
- ・すべての都市部及び主要道路・鉄道が、途切れることのない 5G のカバーエリアとなる。中間的な目標として、2020年までに各加盟国の少なくとも1都市において5Gの商業サービスが提供されることを目標とする。
- ①欧州電子通信コード

Ⅲ-1の項を参照。

②WiFi4EU イニシアチブ

地域コミュニティの公共スペース(公共建物、ヘルスセンター、公園、広場等)において無料の Wi-Fi アクセス環境の整備を推進するための助成計画であり、

2017年10月に欧州議会及び欧州連合理事会において最終的に採択された。2018年から2020年の間に、WiFi4EUイニシアチブは4回の申請受付を行い、欧州30か国の8,900を超える地方自治体にバウチャーを配布、総予算は1億3,000万EURを超えた(2021年11月時点)。欧州委員会は2021年2月、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を鑑み、WiFi4EUネットワークの実装期限を6か月延長するとした。

## ③欧州 5G アクションプラン

2016 年 9 月、欧州委員会は加盟国すべてで 2020 年までに 5G の商業サービスを開始することを目標とした戦略的イニシアチブ「5G アクションプラン」を発表、以下の施策を実施するとした。

- ・加盟国すべてで2018年中に試験サービスを導入
- ・2019年の World Radio Congress に向け 5G 向け周波数帯域の拡張を図り、 6GHz 以上の帯域での利用許可付与に向けた調整活動を実施
  - ・大都市圏及び主要交通路への優先的な導入
  - ・マルチ・ステークホルダーによる汎欧州的なトライアルの実施
  - ・産業界主導の 5G イノベーション支援ファンドの設立
  - ・世界レベルの標準化に向けた関係機関の協力

具体的な実施結果は、以下のとおり。

- ・5G 向け周波数帯については、700MHz 帯が 2017 年 5 月に、3.6GHz 帯が 2019 年 1 月に、26GHz が 2019 年 5 月に割り当てられた。
  - ・2018年11月、「5G汎欧州トライアル・ロードマップ」を策定した。
  - ・2021年4月時点で、14の加盟国が「国家5Gロードマップ」を策定した。
- ・2022 年 1 月時点で、全加盟国において 5G 商業サービスが利用可能となっており、2020 年末までの商業 5G 実装に向けた目標は完全に達成された。
- (2) ネットワーク関連政策

2016 年 9 月、欧州委員会は 2025 年までのブロードバンド普及戦略として、「Connectivity for a Competitive Digital Single Market - Towards a European Gigabit Society」を発表した。この戦略の主要目標は以下の 3 項目である。

- ・社会・経済上重要な地域に 1Gbps 級のネットワークを敷設
- ・都市部、主要交通路、鉄道で通信が途切れない 5G サービスを提供
- ・域内のすべての世帯が最大速度 100Mbps 以上のブロードバンドに接続

この戦略は「コネクティビティ向上のための政策パッケージ」((1)の項参照)

と協働して Connecting Europe Broadband Fund (CEBF) 等の支援基金からネットワーク関連の各種プロジェクトの助成計画を発表している。CEBF は、2016 年12 月に欧州委員会、欧州投資銀行及び民間の諸団体が EU 域内でブロードバンド基盤が不十分な地域への投資促進を目的として設立した投資ファンドで、2017~

2021 年の期間、EU 加盟 20 か国の高速ブロードバンドが導入されていない地域を対象として、総費用 1 億 5,000 万 EUR 以下のプロジェクトに対して、毎年 7~12 件、100 万~3,000 万 EUR 規模の融資を行うとしている。また、欧州市民のブロードバンド接続環境向上のための R&D 支援計画である Connecting Europe Facility(CEF)は、2021 年から 2027 年までの関連プロジェクト助成予算として 30 億 EUR の出資を予定している。

欧州委員会は次世代の移動体通信規格の研究開発に注力する意向を示しており、特に 5G 関連の R&D については、 $2014\sim2020$  年の 5G 官民パートナーシップ (5G-PPP) で、7 億 EUR の予算を 5G 開発助成に割り当てることを 2013 年 12 月に決定した。助成対象となるのは欧州規模の先端 R&D 支援計画「Horizon2020」の公募で選出されたプロジェクトで、第 1 フェーズ( $2014\sim2016$  年)では 5G の基礎研究、第 2 フェーズ( $2016\sim2018$  年)では同技術による欧州の垂直産業のデジタル化と統合、第 3 フェーズ( $2018\sim2020$  年)では欧州全体での 5G プラットフォームの開発と展開を課題として実施した。

5G については欧州委員会が諸外国との連携を進めており、2014 年に韓国、2015 年に日本と中国、2016 年にブラジル、2018 年に米国と 5G の技術開発で協力することで合意、2017 年及び 2019 年には台湾との交渉が行われている。2018 年にはまた、5G-PPP とインドが両地域の通信事業者間協力に関する MOU を締結した。

EU 理事会は 2021 年 6 月 14 日、域内の交通・通信・エネルギー網整備に向けた「Connecting Europe Facility(CEF)2.0」を採択した。これにより、2021~2027 年度の次期 CEF 期間に、これらの 3 分野の次期主要プロジェクトへの支援として、総予算 337 億 1,000 万 EUR が割り当てられる。各分野へ割り当てられる予算は以下のとおり。

- ・交通:258 億 700 万 EUR
- ・エネルギー:58 億 3,800 万 EUR
- ・デジタル:20 億 6,500 万 EUR

デジタル分野については、経済・社会における DX への円滑な移行のため、高信頼、低料金、大容量ネットワークへのユニバーサル・アクセス・プログラムや経済的・地理的格差是正のためのエリア・カバレッジ拡大が優先される。そのほか、分野横断的なコネクテッド/自動運転モビリティや代替燃料等、交通、エネルギー、デジタル分野における相乗効果が期待されている。同法案は、2021 年7月7日に欧州議会で採択され、2021 年7月14日に発効した。CEF規則として2021年1月1日から遡及適用されている。

**2023** 年 10 月 17 日に、CEF のデジタル分野における提案募集が開始された。 3 つのテーマに対して募集がかけられており、総額 2 億 4,100 万 EURO の共同資

金が設けられている。

- ・道路、鉄道、水路の輸送回路沿いの 5G カバレッジの研究及び工事:1 憶 EURO
- ・スマートコミュニティ向けの 5G 及びエッジクラウドの工事:5,100 万 EURO
- ・デジタルグローバルゲートウェイのバックボーン接続(海底ケーブル、衛星・ 地上インフラ)の研究及び工事:9,000万 EURO

提案期限は2024年2月20日までとされている。

欧州委員会及び EU 加盟国は 2021 年 3 月 25 日、通信事業者が光ファイバや 5G 等のギガビット級のブロードバンド・ネットワークへの投資や敷設時期に関して、最も効率的であると考えられるベストプラクティスを提示した「コネクティビティ・ツールボックス」を採用することで合意した。

同ツールボックスは、2020 年 9 月に欧州委員会が公表した勧告に沿った内容となっており、欧州委員会は、ツールボックスのベストプラクティスに基づき 5G の普及・拡張を効果的に進めることが、コロナ後の復興政策及び 2021 年 3 月に発表した「デジタルの 10 年 (Digital Decade)」(IV-3 の項参照)の達成にとって重要になるとしている。主なベストプラクティスの内容は以下のとおり。

- ・物理的インフラへのアクセス費用の削減、工事実施に係る手続の一元化。許可申請手続のデジタル化を促進する「単一情報ポイント (Single Information Points)」又はこれに相当するデジタル・プラットフォームの設置
- ・ネットワーク展開に関連する事業者間の紛争解決手続について、より透明性 の高い、効率的な施策の導入
  - ・環境に優しく持続可能なネットワーク拡大のためのイニシアチブの実施
- ・5G 展開と投資を促進するための協調的施策の導入。国境を越える産業用ユースケース等による EU 共通の周波数帯への迅速なアクセスの実現
  - ・5G及び公衆衛生保護に関する情報提供及び透明性確保の促進

欧州委員会は 2021 年 12 月 1 日、中国の「一帯一路」に対抗するための戦略として、EU 域外向けの新たなインフラ支援戦略「グローバル・ゲートウェイ」の政策文書を発表した。グローバル・ゲートウェイ構想では、世界インフラの開発、及び世界のグリーン化及びデジタル化を支援するため 2027 年までに主に融資や債務保証等で最大 3,000 億 EUR の投資動員を目指すとしており、デジタル、気候及びエネルギー、交通、医療、教育及び研究を五つの優先投資分野として指定し、投資の際に重視する基本理念として以下の項目を挙げている。

- ・民主的価値の促進
- ・グリーンかつクリーンなインフラ
- ・望ましいガバナンス及び透明性の確保
- 対等なパートナーシップ
- セキュリティ重視

## ・民間資本の促進

2023 年 10 月 25、26 日には、ベルギーのブリュッセルにおいて、第 1 回目となる「グローバル・ゲートウェイ・フォーラム」が開催された。

#### (3)電子政府

2019年10月に欧州委員会が発表した「電子政府ベンチマーキング」では、デジタル公共サービスの内容に関する各国間の差は縮まり、「ユーザ中心」の観点で市民の要望に応じるサービス開発が進行している。今後の優先課題は公的オンライン・サービスのセキュリティと透明性の強化、国境を越えた利用可能性の増大であり、具体的には電子身分証明等、住民の自己に関する各種書類での電子化とされている。

また 2019 年 6 月には、「オープン・データ及び公的部門の情報の再利用に関する指令第 2019/1024 号」が発効し、各国政府は社会的・経済的に有用な公的データに誰もが無料でアクセスし、マシンで読み込める形式で入手可能とする高価値データベースを設定すべきとされた。

欧州理事会は 2020 年 10 月 13 日、司法手続のデジタル化の方針を採択し、続けて 2020 年 11 月 4 日に証拠取得と文書サービスに関する二つの改正規則案を採択した。理事会は、加盟各国の司法制度においてデジタル化を進めることは、全 EU 市民の司法へのアクセスを促進するとし、デジタルツールの導入により、手続を構造化し、標準化及び統一された方法で自動的かつ迅速に処理することで、司法手続の有効性と効率性の向上が見込まれるとしている。欧州理事会からの司法制度のデジタル化に関する包括的な EU 戦略の策定要請を受けた欧州委員会は、2020 年 12 月 2 日、EU における司法制度の近代化のための新パッケージを採用すると発表した。同新パッケージは①EU における司法のデジタル化に関するコミュニケーションと②欧州の司法訓練に関する新戦略を二つの柱としている。

#### (4) データ保護

2016 年 4 月、欧州議会は「一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)」を最終採択し、2018 年 5 月に完全適用された。GDPR は、「個人データ保護は人権である」という GDPR の前身の「EU データ保護指令」の基本理念を継承しつつ、急速な技術の進展やグローバル化を踏まえ、より強固な個人データ保護ルールを整備するとともに、各加盟国において別途法整備が必要な「指令」から、EU 域内に直接適用される「規則」とすることで、EU 域内におけるルールの単一化・簡素化を図ることを目的としている。その主な内容は以下のとおり。

- ①EU 域内における規制の単一化・簡素化
  - ・「指令」から「規則」への変更。
  - ・データ保護当局による決定がいったんなされれば、それがすべての加盟各国

に適用される「ワン・ストップ・ショップ・メカニズム」の導入。

- ・EU加盟国のデータ保護当局間の協力強化。
- ②個人データ保護ルールの強化
- ・「忘れられる権利」の規定導入:データ主体はネット上の過去の自身の個人 データの削除を要求する権利を持つ。
- ・「データ持ち運びの権利」: データ主体は自身の個人データを別のサービス提供者に移行させる権利を持つ。
- ③グローバルな課題への対応
- ・EU 域内から域外への個人データの移転については、特に欧州委員会が十分性を認定した国・地域をはじめとして、所要の条件やセーフガードが適合している場合に可能。
  - ・新たな十分性認定については少なくとも4年ごとに見直す。

欧州データ保護委員会(European Data Processing Board: EDPB)は 2022 年 10 月、GDPR 順守に対する初の企業認証方法として、欧州データ保護シール「ユーロプライバシー(Europrivacy)」を承認したと公表した。同認証を受けることにより、各企業は、消費者や顧客企業に対するデータが適切に処理されていることの正式証明、基準を順守したデータ処理事業者の選択、国境を越えるデータ移転に関する事前のリスク評価等が可能となり、ビジネス価値及びサービス信頼性の向上につながるとしている。「ユーロプライバシー」は欧州研究プログラム「Horizon 2020」を通じて研究開発された認証方法であり、具体的には以下のような特性を持っている。

- ・各技術分野特有の要件やリスクを考慮した、様々なデータ処理への適用が可 能
- ・AI、IoT、ブロックチェーン、自律走行車、スマートシティ等の新興技術へも 適用可能
  - ・偽造防止対策としてブロックチェーン・ベースの認証登録を採用
- ・監査人のツール統合における利便性を考慮し、人間と機械両者が読み取り可能な革新的フォーマットを採用

#### ④その他

・制裁金の引上げ:データ保護規則に違反した場合は最大 20 万 EUR あるいは 全世界での年間売上高の 4%に相当する課徴金を科す。

2020 年 6 月、欧州委員会は規則の適用後 2 年間の社会的影響と今後の課題に関する報告書を発表した。同報告書は、同時点でスロベニア以外の加盟国が規則の国内法制化を完了し、GDPR が市民に対して様々な権利を与え、新たなガバナンス及び執行システムを構築する等、多くの目標を達成したと評価している。また、COVID-19 における危機のような不測の事態においてもデジタル・ソリュー

ション・サポートの適応力が証明されたとした。更に、欧州企業が GDPR を競争上の強みとして利用する等、コンプライアンスも進んでいると指摘し、中小企業を主対象とした GDPR 適用促進のための行動リストも公開した。今後は、GDPR 評価に関する報告書を 4 年ごとに発行するとしている。

EU と米国の間の個人データの越境移転に係る十分性認定に関しては、2016年 7月、欧州委員会は「EU-US プライバシーシールド」を採択し、2015年 10月に 欧州司法裁判所で無効とされた「セーフハーバー協定」に代わる EU と米国間に おける個人データの越境移転のための新たな枠組みを同年8月から施行した。し かし、欧州連合司法裁判所は 2020 年 7 月、新たに施行された「EU-US プライバ シーシールド」も、EU から米国への個人データを越境移転するための有効な枠 組みではなく、無効であるとの判決を下した。米国政府と欧州委員会は 2022 年 3月、米 EU 間の個人データ移転に関する新たな枠組みである「The Trans-Atlantic Data Privacy Framework (以下 DPF)」に暫定合意したことを発表した。同 年 10 月に米国バイデン大統領は同枠組を実行するための大統領令に署名した。 具体的には、米国の監視活動が国家安全保障の目的に対し必要かつ適切であるこ とを保障するためのセーフガードの導入、是正措置を指示する独立救済メカニズ ムの設置、監視活動の法令順守状況に対する監督の強化が盛り込まれている。大 統領令を受けて、欧州委員会は、2022 年 12 月 13 日、米国に十分性認定を付与 するための正式手続を開始した。2023年7月3日に米国のDPFの利用に関する 手続きが完了し、同月 10 日に欧州委員会において十分性に関する決定が採択さ れた。これにより米国の DPF に参加する企業は、欧州域内の個人データを追加的 なデータ保護措置を講じずに移転することが可能となった。同月 17 日に、米国 商務省は、DPF に関する情報をまとめたウェブサイトを公開した。欧州委員会は、 今後 DPF と同様の枠組みを英国、スイスにも実施する予定である。

2017年1月、欧州委員会は、個人データの国際流通に関するコミュニケーションを公表し、2017年に日本及び韓国を皮切りに、東アジア及び東南アジアの重要な貿易パートナーと、個人データの越境移転に向けた議論を積極的に行っていく旨の方針が示された。日本との間では、2019年1月23日に、EUが日本に対する十分性認定を、日本が個人情報保護法に基づくEU指定を行い、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効した。

2017 年 1 月、欧州委員会は e プライバシー規則案の提案を行った。本規則案は電子通信分野における通信の秘密やプライバシー保護を目的とした e プライバシー指令を EU 域内に直接適用される規則に改正するものであり、通信事業者と同等の電子通信サービスを提供する OTT (Over The Top) 事業者への適用対象の拡大、電子通信に由来するコンテンツ及びメタデータ (時間・ロケーション等)の保護、クッキーに関するルール、スパムに対する保護等が盛り込まれている。

2021年2月10日、欧州連合理事会は同規則の修正案に加盟国が同意したと発表し、欧州議会との協議が開始されている。

#### (5) データ流通

2017年1月、欧州委員会はデータ・エコノミーに関する政策パッケージを公表し、データについて特に以下の施策に取り組むこととしている。

- ①不公正・不均衡なデータ・ローカライゼーションに関する規制への対応
- ②データへのアクセス
- ③データを由来とした製品・サービスへの責任
- ④データ・ポータビリティのあり方

2017 年 9 月には、非個人データの越境フリーフローに関する規則案が欧州委員会により提案された。同規則案は、2018 年 10 月に欧州議会で承認され、11 月に欧州連合理事会で承認、2019 年 5 月から適用されている。同規則の主な内容は以下のとおりである。

#### ・非個人データの定義

非個人データには、機械生成データや商業データ等が含まれる。具体例としては、ビッグデータ分析や精密農業、産業機械のメンテナンスに用いられる集約されたデータセットが挙げられる。データセットが個人データと非個人データの両方で構成される場合は、非個人データについてのみ本規則が適用される。ただし、個人データと非個人データが密接にリンクしている場合には、2018年5月25日から施行されているEU「一般データ保護規則(GDPR)」が適用される。

・データ・ローカライゼーション

本規則は、公安を根拠としたデータ・ローカライゼーションのみを認める。その他のデータ・ローカライゼーションについては、コンプライアンスと透明性を確保するために欧州委員会に報告し、オンラインで公開しなければならない。

データへのアクセスと移植

公共機関は調査や行政監督の目的で EU 全域のデータにアクセスすることができる。クラウド・サービス事業者間のスイッチングを促進するためには、専用のガイドラインを作成する。

欧州委員会は 2020 年 2 月、欧州データ戦略を公表した。欧州委員会は、新データ経済における模範的かつリーダー的な位置付けを目指し、EU 域内の企業、学術機関、公共機関の三者間における自由なデータ流通を促進するデータ単一市場「欧州データスペース(European Data Space)」を形成するとしている。実現に向けては、欧州企業等の産業データを官民や企業規模の大小にかかわらず共有可能にし、データの管理、アクセス、再利用に関する規制枠組の策定等を行っていく計画である。

欧州委員会は 2020 年 11 月 25 日、欧州域内での信頼性のあるデータ共有へ向

けた「データ・ガバナンス法(Data Governance Act)」を提案した。欧州理事会が 2022 年 4 月に、欧州議会が 2022 年 5 月に修正後の法案を承認したことを踏まえ、2022 年 6 月、欧州官報にて規則(EU)2018/1724 を修正するデータ・ガバナンス法が公布され、同年同月に発効、15 か月の猶予期間の後、2023 年 9 月 24 日に適用された。同法は、GDPR、消費者保護、市場競争等の EU の価値観と基本的権利に沿った中立的かつ透明性の高い内容で、欧州独自の新たなデータ・ガバナンスの基礎となり、市場力を利用した巨大プラットフォーマーのビジネスモデルに取って代わることを目的としている。同法の主な内容は以下のとおりである。

- ・データ共有における信頼性向上を目的とした複数の施策。信頼性の欠如が結果として費用の増大をまねいているため。
- ・新たなデータ仲介者がデータ共有における信頼性を持てるようにするための、 中立性に関する新規則の策定。
- ・公共セクターが保有する特定データの再利用促進。ヘルスデータの再利用等 により、希少あるいは慢性疾患治療法の研究への貢献が見込まれる。
- ・企業や個人が、明確な条件下で共通の利益のために自発的なデータ提供が可能となるよう、自身のデータに関する支配権を保証する。

欧州委員会は 2022 年 2 月、遅れていた EU 域内で生成されたデータの利用・アクセスに関する経済分野における新法案を提案した。 2022 年 11 月時点では、欧州議会で議論されている。同法案はデータ・ガバナンス法を補完するものであり、データが十分に利用されない原因となる法的、経済的、技術的な問題に対処し、デジタル環境における公平性を確保、競争力のあるデータ市場を刺激して、データ主導型イノベーションの機会を開き、すべての人がデータにアクセスできるようにすることを目的とする。同法案は、ユーザがコネクテッド・デバイスの生成するデータへのアクセスやそのデータの第三者提供を可能にする措置、データ共有契約における競争的地位の乱用防止と中小企業の交渉力を均衡させる措置、公共緊急事態の場合に公共部門機関が民間保有データにアクセス・利用する措置、違法なデータ転送に対する安全策、投資を保護のための「データベース指令」(1990 年代に策定)の見直し等を内容としている。

同法案は、2023 年 6 月 28 日に政治的合意に達し、2023 年 11 月に議会において採択された。

#### (6) サイバーセキュリティ

2013 年 2 月のサイバーセキュリティ戦略の公表と同時に提示された「ネットワーク・情報セキュリティ(Network and Information Security: NIS)指令案」は、2016 年 8 月に施行された。NIS 指令の主な内容は以下のとおりである。

①加盟各国に対し、NIS 戦略の採択、NIS 関連のリスクやインシデントに対応

する機関の設立を義務付ける。

- ②NIS 関連のリスクとインシデントに関する情報共有及び協力を促進するため、 加盟各国と委員会等で構成されるグループを設立する。
- ③基幹インフラ事業者(金融、運輸、電力、保険・衛生)、デジタル・サービス 提供者(オンライン市場、クラウド・コンピューティング、検索エンジン)には、 適切なセキュリティ対策を講じるとともに、重大インシデントに関する報告を義 務付ける。

欧州委員会は 2017 年 9 月、欧州連合外務・安全保障政策代表と共にサイバー セキュリティに関する政策パッケージを公表し、EU レベルのサイバーセキュリ ティ能力強化に向けて特に以下の施策に取り組むこととした。

- ①ENISA の権限強化
- ②EU レベルのセキュリティ認証制度の導入
- ③欧州サイバーセキュリティ研究・コンピテンスセンターの設立
- ④EU サイバーセキュリティ危機対応枠組の構築
- ⑤国際協力の強化

このパッケージの公表と同月に欧州委員会は上記を主眼とした「サイバーセキュリティ法」を提案、2018年 12月に欧州委員会、欧州議会及び EU 理事会が同案に対する政治的合意に達し、2019年 3月に発効、同年 6月から適用となった。これと同時に ENISA の名称は「EU サイバーセキュリティ庁(European Union Agency for Cybersecurity)」に変更され、EU 各機関や各加盟国に対してベストプラクティス、法制度、市場振興について従来と同様に助言を行うとともに、各国の国境を越えた脅威や攻撃に対する対処を支援する役割を担うこととなった。欧州委員会の要求に基づき、同庁の今後 5年間の予算を従来の約 2倍に増やすとともに、上記②に関して各国の関連機関の代表からなるアドバイザリー・グループを組織した。

ENISA は 2020 年 7 月 17 日、EU 加盟国共通の高度なサイバーセキュリティを実現するための新戦略を発表した。同戦略は「信頼性の高いサイバーセキュアな欧州」という展望を示したうえで、以下の目標を掲げている。

- ・全サイバーセキュリティ・エコシステムにおいてコミュニティの権利及び参加を促進する。
  - ・サイバーセキュリティを EU 政策の重要な構成要素とする。
- ・大規模なサイバーインシデントが発生した際の EU 域内における効率的な協力体制を実現する。
  - ・EU全域における最先端サイバーセキュリティ能力を確保する。
  - ・信頼性の高いセキュアなデジタル・ソリューションを導入する。
  - ・将来起こりうるサイバーセキュリティ問題を予見する。

・サイバーセキュリティ関連情報を効率的に管理する。

欧州委員会は 2020 年 12 月 16 日、新しい「欧州サイバーセキュリティ戦略」を公表した。欧州地域におけるサイバー的脅威へのレジリエンスの強化、デジタル・サービスの信頼性の確保、国際標準化のリーダー的地位の確保を目的としている。同戦略における主な提案は以下のとおりである。

- ・NIS 指令を改定し、中小企業・大企業に課すキュリティ要件の強化、サプライチェーンにおけるセキュリティへの取組み、報告義務の合理化、加盟国における監視体制の強化等を進める。
- ・EU 域内に置かれたセキュリティ運用センターの相互連携を図るとともに、AI を活用してサイバー攻撃を予見する「サイバーセキュリティ・シールド」を構築する。
- ・エネルギー、金融、医療、水道、デジタル・ネットワーク等のクリティカルなインフラに関するサイバーセキュリティ戦略を推進するために「クリティカル企業のレジリエンス指令(Directive on the Resilience of Critical Entities: CER指令)」を提案する。

欧州サイバーセキュリティ戦略と合わせて 2020 年 12 月に欧州委員会が提案 した CER 指令については、EU 理事会と欧州議会は 2022 年 6 月に暫定合意に達 し、欧州議会は同年 11 月 12 日に、欧州理事会は同年 12 月 8 日にそれぞれ同指 令案を採択した。2023 年 1 月 16 日から施行され、加盟国は同指令発行後 21 か 月以内に国内法へ整備することが義務付けられる。

2023 年 7 月 25 日には、CER 指令の対象となるエネルギーや運輸、銀行、健康分野等の 11 の分野の必須サービスのリストが採択された。加盟国は、2026 年 7 月 17 日までに、CER 指令で定められたセクターの重要な事業体を特定する必要がある。

EU 理事会は 2021 年 12 月 3 日、EU 全体のレジリエンス及びインシデント対応能力を強化することを目的とした、ネットワーク情報セキュリティ(NIS)指令の改正案「NIS2」の概要について承認したと発表した。2022 年 5 月、EU 理事会と欧州議会は NIS2 指令について暫定合意に達したと発表し、その後、欧州議会は 2022年 11 月 10 日に、欧州理事会は同年 11 月 28 日に NIS2 指令(2022/2555)を採択した。2023 年 1 月 16 日に施行され、加盟国には同指令発効後 21 か月以内に国内法へ整備することが義務付けられる。

NIS2 指令は、エネルギー、交通、医療及びデジタル・インフラ等、同指令の対象となるすべての分野におけるリスク管理対策及び報告要件について、規制枠組を最小限に抑えた EU 共通の基準を設定している。また加盟国間の協力体制を促進するメカニズムとして、大規模なサイバーセキュリティ・インシデントの共同管理を支援する、欧州サイバー危機連絡調整ネットワーク「EU-CyCLONe」の設

置を決定している。

NIS 指令の対象がエッセンシャル・サービス・プロバイダやデジタル・サービス・プロバイダに限定されていたのに対して、改正版では指定された産業分野におけるすべての中規模及び大規模事業者と対象を大幅に拡大している。その他、理事会は重要インフラ事業者を対象とした「CER 指令」や、「金融セクターのデジタル・レジリエンス強化を目的とした規制(Digital Operations Resilience Act: DORA)」等のセクター固有の法律と NIS2 指令の内容について矛盾が生じないよう、法的に明確にし、調整を行っている。

欧州委員会は 2022 年 9 月、新法案「サイバーレジリエンス法(Cyber Resilience Act)」を公表した。同法案はセキュリティが不十分な製品から消費者とビジネスを保護することを目指すもので、デジタルの要素を持つ製品のすべてのライフサイクルの過程においてサイバーセキュリティの義務要件を課すものである。同法案は、既存の EU のルールの適用を受ける医療機器、飛行機、車等の例外を除き、直接的又は間接的に他のデバイス又はネットワークに接続さているすべての製品に適用される。同法案の主な内容は次のとおり。

- ・デジタルの要素を持つ製品に対しサイバーセキュリティ義務要件を課す規律
- ・デジタルの要素を持つ製品のデザイン、開発及び製造の過程における義務要件並びに製品にかかわる事業者に対する義務
- ・製造業者に対するデジタル要素を持つ製品の脆弱な処理工程における義務要件及び製品にかかわる事業者に対する義務並びに製造業者への漏洩・事故発生時の報告義務
  - ・市場監視及び執行に関する規律

同法案は、今後、欧州理事会及び欧州議会により審議され、採択から 2 年後に 施行される。

2023 年 7 月 19 日には、デジタル製品のセキュリティ要件について、理事会の加盟国が共通の立場(common position)として同意が得られたため、議会を交えた 3 者協議(trilogues)を開始し、同年 12 月 1 日、修正案について政治合意に達したと発表された。

欧州委員会は 2020 年 1 月 29 日、EU 加盟国が合意した 5G 網のセキュリティ・リスク緩和を目的とした措置である EU 「ツールボックス」を承認した。これは、欧州理事会の 5G セキュリティに対する協調的アプローチの要請に対して、欧州委員会が 2019 年 3 月に公表した勧告に続く取組みとなっている。 EU 加盟国は、欧州委員会による 2019 年 3 月の勧告に沿って各国レベルでの 5G リスク及び脆弱性について調査し、その結果を EU リスク評価報告書として 2020 年 10 月に発表している。ツールボックスには、EU の 5G サプライチェーンを通じた非 EU 加

盟国や国営企業等からの干渉といった非技術的要因に関連するリスクを含め、EUリスク評価報告書で特定されたすべてのリスクに対応する戦略的・技術的措置と、その措置の有効性向上を目的とした関連活動が含まれている。また、このツールボックスは特定の企業を明確に排除するものではないが、加盟国に対し、自国の通信網への高リスクな企業の製品使用を制限できる手段を提供するものとなっている。主な内容は以下のとおりである。

- ・通信及びサイバーセキュリティ規則
- ・標準化の調整、又は EU レベルでの認証
- ・欧州 5G サプライチェーン保護を目的とした外国直接投資審査枠組
- 保護貿易措置
- 市場競争関連規則
- ・セキュリティ面を十分に配慮した公的調達
- ・EU支援プログラム受恵者に対するセキュリティ要件等

EU 加盟国は、2020 年 7 月 24 日に進捗状況に関する報告書を提出した後、2020 年 12 月 16 日にも進捗報告書を提出している。進捗状況としては、すべての EU 加盟国が実施に向けた手続を開始しており、ほとんどの EU 加盟国は勧告された措置の実施に向けて順調に手続を進めているとしていた。 2021 年第 2 四半期までに実施完了を目指すこととなっていたが、 2022 年 11 月時点で、一部の加盟国においてまだ実施が完了してない状況である。

2023 年 6 月 15 日に 2 回目となる進捗状況のレポートが公表され、あわせて欧州委員会から加盟国に対して、Huawei 社及び ZTE 社をハイリスクサプライヤーと名指しした上で、機器の導入または調達の計画の際に、携帯電話事業者より包括的かつ詳細な情報を確実に入手することやサプライヤーのリスクを評価する際は当該ツールボックスで推奨されている客観的な基準を考慮する必要がある等の勧告が示されている。

ENISA は 2021 年 3 月 21 日、加盟各国の通信セキュリティ当局によるセキュリティ・インシデント報告を円滑に進めるための新ガイドラインを発表した。新ガイドラインは、欧州電子通信コードに基づいた内容となっており、これまでの枠組指令に沿ったガイドラインに取って代わることになる。

#### (7)ネットワーク中立性及びローミング料金の撤廃

「電気通信の単一市場パッケージ」の一つとして 2013 年 9 月に提案されたネットワーク中立性に関する規則は、EU 域内のローミング料金の撤廃と併せ、2015 年 11 月に欧州議会及び欧州連合理事会において最終的に採択され、すべてのトラヒックを原則として平等に取り扱うこと及び、特定のコンテンツの配信を遮断あるいは減速することが原則として禁止されることとなった。本規則を踏まえ、BEREC はネットワーク中立性に関するガイドラインを 2016 年 8 月 30 日に採択

した。

従来のローミング規則は時限付きだったため 2022 年 6 月末に終了したが、2022 年 7 月 1 日に新しい規則が発効しローミング料金の撤廃が 10 年間延長された。EU 域内を移動する人々は自国の料金を支払うことで、引き続き通話・SMS・データ通信を利用することが可能となっている。

#### (8) AI 関連政策

欧州委員会は 2019 年に AI の倫理に関するガイドライン等の発行を目的に、 2018 年 6 月、52 名の専門家からなる AI ハイレベル専門家グループ (AI HLEG) を組織した。同ハイレベル専門家グループは、2018 年 12 月に「信頼できる AI (Trustworthy AI) のための倫理ガイドライン (案)」を公表し、その後パブリック・コメントを経て、2019 年 4 月に「信頼できる AI のための倫理ガイドライン」を公表した。同ガイドラインでは、信頼できる AI についての四つの倫理原則とそれを実現するための七つの要件、同要件の運用を検証するための評価リストが設定されている。欧州委員会は、この AI 倫理ガイドラインが実際に運用できることを確認するため、2019 年 9 月からステークホルダーによる試行フェーズを実施し、2020 年 7 月に最終的な評価リストを公表した。

欧州委員会は 2020 年 2 月、人間中心主義の AI 開発政策を示し、「AI に関する白書」を公表した。白書では、技術的卓越性と信用に基づいた信頼できる AI 枠組を提案し、官民協働でバリューチェーン全体に投資を呼び込み、中小企業を含む産業部門への AI 導入促進を奨励している。その際、消費者保護、不公平な商習慣、個人データ保護に対する厳格な EU 規則は、引き続き適用するとしている。また、医療、警察、あるいは輸送分野等、複雑で高いリスクを伴う AI システムについては、透明性を高め、追跡可能であり、人間による監視を保証する明確な規制を設ける方針を示している。リモート生体認証の顔認証について、現時点では特例を除いて EU 域内では禁止されているが、欧州委員会はどのような状況を特例とするかについての広範な議論が必要であるとしている。一方、低リスクの AI アプリケーションについは自発的な規格表示の導入を検討している。

欧州委員会は 2021 年 4 月 21 日、AI に関する包括的な規制案を発表した。同規制案について欧州委員会は、AI に関する世界初の法的枠組と、EU 加盟各国との協調計画で構成されており、AI に関する国際基準の設定において欧州の主導的立場を強化するねらいがあるとしている。

同法案については EU 理事会及び欧州議会それぞれにおける修正案の採択を経て三者協議 (トリローグ) が行われ、2023 年 12 月 9 日、修正案について政治合意に達した。本稿執筆時点において、EU 理事会及び欧州議会双方による正式承認待ちとなっている。法案の最終稿は明らかになっておらず、以下述べる内容は審議中のものである点注意願いたい。なお、本法案は上述の「AI 白書」における、

リスクに応じた AI システムの分類を受け継ぐ内容となっている。

EUで使用される AI システムが、安全、透明、倫理的、公平、そして人間の管理下にあることを確認するために、人間の生命や権利へ与える影響の大きさを基準として、AI 利用を「禁止」、「高リスク」、「限定的な危険性」、「最小限の危険性」の 4 段階に分類している。

- ・AI 利用が禁止されているのは、政府が個人の社会的行動を格付けする「スコアリング」、公共の場における顔認証等、生体認証技術による法執行目的での利用、サブリミナル技術における利用等。
- ・高リスクとして指定されているのは、交通等の重要インフラ、教育や研修、 採用選考や従業員の管理、ロボットによる手術、ローン等の信用調査、移民にか かわる書類管理等。
- ・上記グループ以外の AI システムについては危険性が限定的又は最小限として、新たな規制の対象外となる。欧州委員会は大部分の AI システムがこのグループに該当すると説明している。

危険性の高い AI システムについては事前の適合性評価に合格することが義務付けられており、基準を満たした場合のみ登録及び認証され、商用化が認められる仕組みとなっている。

| リスクレベル         | リスクの内容   | 利用拒否・条件  | 該当する     |
|----------------|----------|----------|----------|
| 9 // / 0 · 1/0 |          |          | AI システム  |
| 禁止(許容されな       | 人の生命・身体の | 利用禁止     | ・潜在意識の操作 |
| いリスク)          | 安全や社会生活、 |          | に使用されるも  |
|                | 基本的人権に対し |          | の        |
|                | て明らかな脅威と |          | ・障がい者の搾取 |
|                | なるもの     |          | に使用されるも  |
|                |          |          | の        |
|                |          |          | ・公共機関による |
|                |          |          | 社会的スコアの  |
|                |          |          | 付与に使用され  |
|                |          |          | るもの      |
|                |          |          | ・公的空間での法 |
|                |          |          | 執行目的の遠隔  |
|                |          |          | 生体認証に使用  |
|                |          |          | されるもの    |
| 高リスク           | 人の生命・身体の | 各種要求事項の準 | ・産業機械、医療 |
|                | 安全や社会生活、 | 拠及び事前適合性 | 機器等、法規制  |

|         | 基本的人権に対し | 評価の実施を条件 | によって第三者    |
|---------|----------|----------|------------|
|         | て不利益をもたら | として利用可   | 認証の対象とさ    |
|         | すもの      |          | れているもの     |
|         |          |          | ・自然人の生体認   |
|         |          |          | 証・分類に使用    |
|         |          |          | されるもの      |
|         |          |          | ・重要インフラの   |
|         |          |          | 管理・運用に使    |
|         |          |          | 用されるもの     |
|         |          |          | ・教育、職業訓練   |
|         |          |          | に使用されるも    |
|         |          |          | の          |
|         |          |          | ・司法運営と民主   |
|         |          |          | 的プロセスに関    |
|         |          |          | 与するもの      |
| 限定的な危険性 | リスクは限定的で | 透明性に関する情 | ・自然人と相互作   |
|         | あるが、透明性要 | 報開示等の要件を | 用するもの      |
|         | 件に服する必要が | 満たすことを条件 | ・感情推定や生体   |
|         | あるもの     | として利用可   | 情報に基づくカ    |
|         |          |          | テゴリ形成を行    |
|         |          |          | うもの        |
| 最小限の危険性 | リスクがごくわず | 利用可      | 上記以外の AI シ |
|         | か、又はリスクを |          | ステム        |
|         | 伴わないもの   |          |            |

ただし、様々な用途に利用可能な機能を備えた「汎用 AI」(general-purpose AI)については、これら 4 段階の分類とは別に特有の要求事項を定めている。

欧州委員会は 2022 年 9 月、「AI 責任指令(AI Liability Directive)」案を公表した。同指令案は、2021 年に提案された AI に関する包括的な規制案に沿ったもので、各国制度で扱われていた AI 責任の調和を図り、AI による被害者が損害賠償を受けやすくすることを目的としている。 具体的には、因果関係の推定(presumption of causality)及び証拠へのアクセス権(right to access to evidence)を導入することで、被害者の法廷手続を簡素化する等の内容が含まれている。

## (9) デジタル欧州プログラム

欧州委員会は 2018 年 6 月、デジタル単一市場戦略の一環として、デジタル社会化の主要技術及び人材育成に関する 2021~2027 年の支援計画「デジタル欧州

プログラム」を提案した。2020 年 12 月に同プログラムについての 3 者間合意が成立し、2021 年から同プログラムが開始している。年間 400 万の雇用と 6 年間で 4,150 億 EUR の経済成長の達成を主目的としている。7 年間での総予算額は 75 億 EUR である。

**2023** 年 11 月 21 日には、デジタルスキルに焦点を当てた新たな一連の募集が開始され、4200 万 EURO の資金が投資される予定である。

- ・高度なデジタル技術の開発者とユーザを対象とした高度なデジタルスキル分野の教育プログラムの設計とその実施:3,000万EURO
- ・ヨーロッパの主要なデジタル分野及び戦略的分野における高度なデジタルス キルのニーズ分析: 200 万 EURO
- ・サイバーセキュリティスキルアカデミーの立ち上げ:1,000 万 EURO

## (10) デジタル教育

欧州委員会は 2020 年 9 月 30 日、COVID-19 危機からの復興の一環として、教育及び研修分野を強化し、グリーンかつデジタルな欧州を目指す二つのイニシアチブを採択した。一つは、より多くの投資や加盟国間の強固な協力体制を要請し、2025 年までに「欧州教育圏」構築を目標とするコミュニケーションで、もう一つは、コロナ禍の経験を教訓とする、高度デジタル教育エコシステム構築計画「デジタル教育アクションプラン」となっている。

「欧州教育圏」に関するコミュニケーションは、2025 年までに欧州教育圏実現のための手段と目標を定めており、教育の質、包摂性・男女平等、グリーン及びデジタル変革、教師、高等教育、世界における欧州の地位強化の 6 項目によって裏付けられている。同イニシアチブは、報告や分析システムを含む、加盟国や教育関係者協力のための枠組みも提案している。

一方、「デジタル教育アクションプラン(2021~2027)」は、①高度なデジタル教育エコシステム発展の促進、②変革に必要なデジタル能力の拡充、の2点を長期的戦略の優先項目として挙げている。コロナ禍の危機を教育のデジタル化の転機として捉え、緊急事態を乗り切った後は長期的な戦略的アプローチが必要であるとし、高度かつ包摂的なデジタル教育実現のための一連の計画を提案している。また、EU レベルでの協力強化やデジタル教育関連政策分野での相乗効果を高めるため、「欧州デジタル教育ハブ」や各国の諮問サービスをつなぐネットワークを創設する等、官民両セクターにおける協力を強化していくとしている。

欧州委員会は 2022 年 5 月、児童によるインターネット利用の促進とリスクからの保護を図るため、新しい「児童のためのより良いインターネットに関する欧州戦略(European strategy for a Better Internet for Kids: BIK+)」を発表した。インターネットを利用する児童を対象にした欧州戦略は 2012 年に一度採択されていたが、過去 10 年と比べ、スマートフォンを利用する児童数が倍増した

ことや利用開始年齢の若年化等、児童によるオンライン・サービスの利用機会が飛躍的に増大する一方で、インターネット上の偽情報、いじめ、有害・違法コンテンツからの保護の必要が高まったところから、新たに BIK+を採択するに至ったとしている。

## (11) プラットフォーム規制

EU 理事会は 2019 年 6 月、オンライン・プラットフォームの透明性向上に関する「プラットフォーム to ビジネス規則(Platform to Business rules)」の導入を承認、同年 7 月に発効、2020 年 7 月に適用開始された。この規則は、プラットフォーマーに対し、欧州のビジネスユーザに対する透明・非差別的なビジネス環境の提供を義務付け、規則違反に対しては、各国の対応規制機関が自国の基準に従い制裁を加えることができるとしている。また欧州委員会には、①プラットフォーマーとビジネスユーザ間の専門調停機関の設立の奨励、②プラットフォーマーに対する行動規範の策定、③規則の適用状況に関する定期的な報告を行うようにと勧告した。

欧州委員会は 2020 年 12 月 15 日、EU 域内で運用するデジタル・プラットフォームにおける消費者保護、基本的権利、公正な市場構築を目的とした、2 本の包括規則案「デジタル・サービス法 (DSA)」及び「デジタル市場法 (DMA)」を提案した。

すべてのデジタル・サービスに適用される DSA は、「e コマース指令」を改正し、安全なオンライン環境を実現するため、サービスの仲介を行うオンライン・プラットフォーム事業者に対して各種義務を課すことで、違法コンテンツ削除や言論の自由を含むユーザのオンラインにおける基本的権利の効果的な保護のメカニズムを向上させることを目的としている。具体的な規律の内容は、事業者の規模及び影響力に応じて異なり、特に EU 域内の 10%以上の人口(2022 年 11 月現在の閾値は 4,500 万人)を有するとする超巨大プラットフォーム・検索エンジンに対しては、欧州委員会による強化された監督が実現する。その他のオンライン仲介者は、規模に応じて仲介サービス、ホスティング・サービス、オンライン・プラットフォームに分類され、分類に応じて、主に次の義務を課される。

- ・オンラインにおける違法製品、サービス、コンテンツへの対抗措置(一般モニタリング、通報時の対処、公認報告者の設置等)
  - ・ビジネスユーザのトレーサビリティの向上
  - ユーザに対する効果的なセーフガード
  - ・子ども等に対するターゲット広告の禁止
  - ・レコメンド・システムやユーザに対する透明性向上措置

なお、最も規模の小さい仲介サービス者に対しては、一般モニタリング義務の 免除、違法コンテンツに対する免責が規定されている。 これらの義務に加えて、超巨大プラットフォーム・検索エンジンに対しては、 外部独立監査、ユーザに対するプロファイリングによるレコメンデーションを受 けない選択肢の確保、公的機関・研究者へのデータ共有、行動規範の策定等の義 務が課される。

超巨大プラットフォーム・検索エンジン以外のオンライン仲介者については、加盟各国が指定するデジタル・サービス調整官の下で監督・執行される。DSAの義務違反に対しては、前年度の総売上高の最大 6%の罰金等を科すことが可能となっている。

一方 DMA は、対等な競争市場を構築し、EU 単一市場における「ゲートキーパー」としての巨大プラットフォームがオンライン上で公正な態度を取るよう対処することを目的としている。強力な経済力、仲介の役割を果たし、市場で確立された永続的な地位を有するオンライン・プラットフォームが提供するコアプラットフォーム・サービス(オンライン仲介、検索エンジン、SNS、動画共有プラットフォーム等)が規律の対象となる。欧州委員会が、①売上高要件(過去3年度でEU域内の売上高が年間75億EUR以上又は前年度の平均時価総額750億EUR以上であり、3か国以上の加盟国でコアプラットフォーム・サービスを提供)、②ユーザ数要件(前年度にEU域内で平均4,500万人以上の月間アクティブ・エンドユーザかつ年間1万社以上のビジネスユーザにコアプラットフォーム・サービスを提供)及び③持続性要件(3年度の間、上記②の要件を満たす)の三つを満たしたプラットフォームを指定し、監督・執行を行う。主な義務の内容は以下のとおりである。

- ・第三者サービスとの相互運用
- 生成データへのビジネスユーザのアクセス
- ・ビジネスユーザへの独自認証ツール及び情報の提供
- ・ビジネスユーザによるプラットフォーム外におけるオファー・締結を可能に する
  - ・自社サービス・製品の優遇の禁止
- ・有効な同意なしのプラットフォーム・サービス外でのユーザトラックの禁止 DMA の義務違反に対しては、前年度世界売上高の最大 10%、過去 8 年以内の違反と同様又は類似の違反の場合は最大 20%の制裁金賦課等のほか、8 年間に 3 回以上の違反の場合、構造的措置(事業売却等)を含む追加的な是正措置が可能となっている。

欧州議会は 2022 年 7 月、両法案を可決した。DSA については同年 4 月、一方の DMA については同年 3 月にそれぞれ欧州理事会と欧州議会が政治的合意に達していた。更に、2022 年 11 月 1 日には DMA が、同年 11 月 16 日には DSA が施行された。DMA については法施行 6 か月後の 2023 年 5 月 2 日から適用開始

となり、規制対象となるゲートキーパーに対しては新たな要件を満たすために最大6か月間の猶予が設けられている。2023年9月には、DMAが施行されて初となる「ゲートキーパー」の指定が行われた。Alphabet, Amazon, Apple, ByteDance, Meta, Microsoft の6社が指定されそれぞれが提供するサービスの計22件が指定された。指定された事業者は、6か月以内に DMAが定める要件を確認し、各要件に対してどのように遵守しているのか、詳細な報告書を提出する必要がある。

DSA については発効から 15 か月後の 2024 年 2 月 17 日から EU 全域に直接適用されるが、EU 内で 4,500 万人以上のユーザ(EU 人口の 10%) を抱える Very Large Online Platforms (VLOPs)と Very Large Online Search Engines (VLOSEs)については、指定された後 4 か月後から適用される。欧州委員会は、2023 年 4 月 25 日に 17 のオンライン・プラットフォーム (Alibaba AliExpress、Amazon Store、Apple AppStore、Booking.com、Facebook、Google Play、Google Maps、Google Shopping、Instagram、LinkedIn、Pinterest、Snapchat、TikTok、Twitter (現 X)、Wikipedia、YouTube、Zalando) を VLOP として、2 つのオンライン検索エンジン (Bing、Google Search)を VLOSE として指定し、当該サービスを有する事業者については、その時点で DSA が適用されることとなった。2023 年 10 月より、欧州委員会は、DSA に基づき、該当のプラットフォームに対して情報要求(request for information)を送信し、調査を開始している。

## (12) デジタル・サービス関連企業への課税

2018年3月、欧州委員会はデジタル・サービスの欧州経済への影響力増大に鑑み、デジタル関連サービス企業への新たな課税方針案を発表した。この草案は2018年12月に欧州議会で承認を受けたが、EU理事会は2019年3月、OECDにおける国際的なデジタル課税ルールに係る議論を待つ形で、審議を停止すると発表した。主な内容は以下のとおりとなっている。

- ・加盟国のいずれかにおいて、700万 EUR 以上の売上高、年間 10万以上のユーザ、年間 3,000件以上の取引のうち一つ以上の条件を満たす企業は、一般の法人税の課税対象となる。
- ・以下のデジタル・サービスを行う企業には、当該のサービスから得た売上高が全世界で 7 億 5,000 万 EUR 以上、かつ EU 内で 4,000 万 EUR 以上である場合、その売上高の 3%に課税する。
  - -ユーザのデータ利用 (オンライン広告等)
  - ビデオ、オーディオ、ゲーム、テキスト等のデジタル配信サービス
- -ユーザ間のコネクティング・サービス(シェアリング仲介やオンライン・マーケット等)
  - その他の情報セールス
  - ・税徴収はサービス利用者の存在する加盟国ごとに実施する。

EU 理事会は 2021 年 3 月 22 日、デジタル・プラットフォーム上のビジネス収入と課税に関して行政機関の協力強化を図る新規則を採択した。同規則では、加盟各国の税務当局がデジタル・プラットフォーム上の収入について調査を実施し、納税義務を決定する権限が与えられる。また、デジタル・プラットフォーム事業者にとっても、EU 共通の枠組み導入により、一加盟国での報告で済むため手続が容易になる。その他、課税分野についての改正事項として、納税者グループに関する情報を入手しやすくする等、税務当局間の情報交換と協力体制の改善が規定されている。また当局による調査期間中は、多国間における同時監督や、他の加盟国への参加を許可するとしている。新規則は、EU 域内外のデジタル・プラットフォームを対象として、2023 年 1 月 1 日以降に適用される。

## (13) メディア規制

欧州委員会は 2020 年 12 月 3 日、「欧州デモクラシー・アクションプラン (European Democracy Action Plan)」を発表した。過激主義の高まりや、人々と政治家の距離感の問題等、民主主義システムに対する課題に対抗するため、次の三つを取組みの柱としている。

・自由で公正な選挙を促進

オンライン・プラットフォーム等における政治広告の透明性強化に関する措置 及び法案を提案する。

・メディアの自由と多元主義の強化

ジャーナリストの安全性を確保するための措置を提案し、スラップ訴訟から ジャーナリストを保護するためのイニシアチブを提示する。

・偽情報 (フェイクニュース) への対抗

既存の「偽情報に関する行動規範(Code of Practice on Disinformation)」を 抜本的に見直し、オンライン・プラットフォームに対する義務の強化、積極的な 監視及び監督の導入に向けた取組みを行う。今後は、2023 年までに計画を逐次実 施していくとしており、同時に進捗状況と更なる施策が必要かどうかも評価する としている。

欧州委員会は、2022 年 9 月、「欧州メディアフリーダム法(European Media Freedom Act)」案を採択した。同法案は、EU 域内のメディアの多元性と独立性の保護を目的とし、編集権への政治介入や監視に対するセーフガード措置等を規定している。また、新たな独立機関として欧州メディア・サービス委員会を設立するとしている。

(14) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策

欧州委員会、欧州議会、EU理事会の3機関は2021年6月14日、デジタル新型コロナウイルス感染症証明書の実施に関して正式に署名し、同証明書関連規則の立法手続が完了した。同証明書はすべての人が入手可能であり、主な特徴は以

下のとおりとなっている。

- ・ワクチン接種、検査結果及び回復状況を提示
- ・無料で提供され、全 EU 公用語に対応
- ・デジタル及び紙の両フォーマットで発行
- ・安全性が高く、デジタル署名された QR コードを含む

同規則は2021年7月1日より適用となっている。

#### (15) 半導体

2023 年 9 月 21 日に欧州委員会は「欧州チップ法(European Chips Act)」を発効した。本法案は EU 域内の半導体の安定した供給をはかるとともに、研究開発や製造を強化しバリューチェーン全体にかかるエコシステムを形成するものである。また、2030 年に世界市場シェアを 20%に倍増する目標を掲げている。

[各機関ウェブサイト]

# 電波

## I 監督機関

## 1 欧州委員会

(1) 電波政策グループ (Radio Spectrum Policy Group: RSPG)

2002年7月に「Decision(2002/622/EC)」(一部改正、Commission Decision 2009/978/EU)により、電波政策事項、政策手法の調整並びに周波数の利用及び 効率的な使用に関する調和のとれた状態について欧州委員会を支援し助言することを目的として RSPG が設立された。

• URL: http://rspg-spectrum.eu/

#### (2) 無線周波数委員会 (Radio Spectrum Committee: RSC)

2002 年 3 月に「Decision (676/2002/EC)」に基づき、電波の効率的な利用のために加盟国間の調和を確保し、技術的導入法案の採択について欧州委員会を補佐するため、RSC が設立された。

#### 2 EC、CEPT 及び ETSI の関係

周波数関連事項については、欧州委員会は、調和された周波数提案について欧州郵便電気通信主管庁会議(European Conference of Postal and Telecommunications Administrations: CEPT)へ要請(mandate)を発出することができる。CEPT は、要請に対し ECC(Electronic Communications Committee)で検討し

報告書(report)を発出する。欧州委員会では、その検討結果に基づき RSC と協力して周波数の調和案を準備し、欧州委員会としての決定(Decision)を行う。その決定による周波数割当は EU 全体に適用される。一方、技術的事項(周波数関連事項を除く)については、欧州委員会から発出された要請に基づき、欧州電気通信標準化機構(European Telecommunications Standards Institute: ETSI)で検討し、その結果をシステム参考文書(system reference document: 新システムを構築する場合や、既存の CEPT の周波数を変更する場合に作成される ETSIの技術報告書)により、欧州委員会に報告する。欧州委員会では周波数事項と同様な手順で技術的調和案を準備し、欧州委員会としての決定を行う。

[各機関ウェブサイト]

## Ⅱ 規制枠組

EUの電波関連の規制の枠組みは、以下のとおり。

1 Radio Spectrum Decision (676/2002/EC): 2003 年 4 月 24 日発効

周波数の効率的な使用に関して調和した状態を確保するために、欧州委員会が技術的な導入法案を採択することを定めている。本規定に基づき RSC が設立された。

2 RSPG 設立決定 (2002/622/EC): 2002 年 7 月 27 日発効

本指令は、欧州電気通信コードにより RSPG に多くの機能が付与されることから廃止され、新たに、決議 2019/612/EU が制定された。

2022 年以降の RSPG の年次作業計画では、WRC-23 や「デジタルの 10 年」への対応、6G の開発に向けた周波数ニーズの検討、UHF 帯 (470-694MHz) の 2030 年以降の将来的利用、戦略等が示されている。この他、移動衛星通信における 1980-2010MHz 帯と 2170-2200MHz 帯の使用に関するパブリックコンサルテーションの提案等も行われている。

3 複数年無線周波数政策プログラムの作成(243/2012/EU): 2012 年 4 月 10 日 発効

EU 全体の調和のとれた周波数利用戦略プログラム(Radio Spectrum Policy Programme: RSPP)の作成を目指す。この決議を受けて 2016 年に「Preparing the ground for ultra-fast broadband by 2020」を作成した(「第 5 条 競争」は欧州電子通信コードに受け継がれ、同コード発効と同時に削除される)。

4 RE (無線機器) 指令 (2014/53/EU): 2016 年 6 月 12 日発効

無線通信機器、放送受信機及び無線機能を有するすべての機器に関する基準認 証の枠組みを定めている。

5 欧州電子通信コード (2018/1972/EU): 2018 年 12 月 20 日発効 本指令発効と同時に、四つの指令、すなわち、アクセス指令 (2002/19/EC)、枠 組指令 (2002/21/EC)、ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC) 及び無線局の免許手続が規定されている認可指令 (2002/20/EC) は廃止となった。

「各機関ウェブサイト」

## Ⅲ 電波政策の動向

#### 1 免許制度

各加盟国の免許制度の基本的な枠組みが欧州電子通信コードに示されている。 以下にその概要を示す。

## (1) 周波数政策

各加盟国は、欧州の周波数の使用の戦略立案、調整、調和のために相互に欧州委員会に協力し、周波数の可用性と効率的な利用に向けて、適切で調和のとれた条件の調整を推進する。また、各加盟国は、欧州で調和された周波数を使用する場合において、他国からの有害な干渉を受けないよう、RSPGを介して相互に協力する。

また、加盟国は周波数の使用の調和を促進するため、以下のことを確保するよう努める。

- ・高品質かつ高速なブロードバンドで領土をカバーするとともに、特に欧州横 断輸送ネットワークを含む主な輸送経路をカバーする。
  - ・新しい無線通信技術とアプリケーションの急速な発展を促進する。
- ・長期投資を促進するような予測可能性と一般性を確保した周波数の使用権の 付与を行う。
  - ・国境を越えた干渉を防止し適切な措置を講じる。
  - ・周波数の様々な用途の間での共有使用を促進する。
- ・柔軟性、共有、効率を最大化し、可能な限り適切で面倒のない周波数の使用 権認証システムを適用する。
- ・周波数の使用権の付与、移転、更新、変更、撤回の明確かつ透明性ある規則 を適用する。

## (2) 免許手続

免許手続には、免許不要の一般認可と、免許を要する個別の使用権の付与がある。免許不要の一般認可(general authorisation)をする場合は非差別的、公平、透明な手続であることとする。要求に応じて、周波数の個別の使用権利を認める(granting of individual rights of use)場合は、客観的、透明、競争的、非差別的及び公平な基準に基づくものとする。また、一般認可(免許不要局等)を原則とし、個別の使用権(免許)を、需要を満たすため最大限効率的な利用をするために必要な場合に制限し、一般認可と個別の使用権の混在による有害な干渉の問題を最小限に抑え、更に、周波数の使用に対する制限を最小にするよう努めるこ

ととしている。

更に、個別の使用権に付加においては、周波数の最も効果的・効率的な使用を保証するよう条件を付すこととし、使用権の既存の保有者に不当な利益を提供することにならないよう、割当て又は更新の際には、使用権の取引又はリース等の可能性を含め、周波数使用の条件を達成するよう努めることとする。使用権には期限を設け、期限までに条件を満たさない場合当局は使用権を撤回する権利を持つ。

## (3) 使用権の存続期間

個別の使用権を許可する場合、周波数の競争、効果的かつ効率的な利用を確保する必要性及び投資償却の適切な期間の許可及び革新と効率的な投資を促進することを考慮して、適切な期間を設定する。

2018/1972/EU に基づき調和条件が設定された無線ブロードバンド通信に使用する周波数の個別の使用権については、少なくとも 20 年間の規制上の予測可能性を確保するものとし、使用権は少なくとも 15 年間有効であることを保証し、必要に応じて延長を認めるものとする。そのため管轄当局は存続期間満了の遅くとも 2 年前に使用権の条件順守についての評価を実施し存続期間の延長が認められるかどうかを決定する。

加盟国は、使用権の存続期間を調整して、一つ又は複数のバンドの権利の存続 期間が同時に期限切れになるようにすることができる。

また、所管当局は、免許更新の可能性が明示されていない個別の使用権については適宜使用権の更新に関する決定を行うことができる。

### (4) 個別の使用権の譲渡又はリース

加盟国は、周波数の個別の使用権を他者に譲渡又はリースできることを保証する。ただし、無償あるいは放送のために割り当てられた場合は除く。特に、使用権に付随している条件が維持されたままでの使用権の譲渡又はリースを許可するものとする。また、所管当局は、譲渡又はリースを促進するため、譲渡可能な周波数の使用権の詳細を電子的手段で公表するものとする。更に、電子通信ネットワーク及びサービスに使用する周波数の譲渡又はリースについては、競争を促進し競争のひずみを避けるための措置をとることができる。

## (5) 電波利用料

欧州電子通信コード付録 I パート D に、周波数の個別の使用権に付することのできる義務リストがあり、その中で、個別の使用権に本指令第 42 条の料金 (fees)を付すことができるとし、電気通信ネットワーク又は電気通信サービス提供のために使用される周波数の使用権の料金 (Fees for rights of use for radio spectrum)は、所管当局が設定できることとされている。また、料金設定は、①効率的な割当てと使用を保証する水準の適用可能な料金であること、②利用可能な代替用途

における権利の価値を考慮した最低料金と付随する条件に伴う費用を考慮することとされている。

## (6) ワイヤレス・ネットワーク機器の展開

無線 LAN 及び調和のとれた周波数を使用した公衆電気通信ネットワークへのアクセスには、一般認可のみが適用されるものとする。また、公衆で利用可能な電子通信ネットワーク又はサービスのプロバイダは、自らの一般認可の手段によるアクセス、更には、他のユーザが持つ一般認可の手段を介するアクセスを妨げてはならない。更に、所管当局は、無線 LAN からの公衆電気通信へのアクセスを不当に制限してはならない。

## (7) 緊急時の通信

加盟国は、ネットワークが壊滅的に壊れた場合においても、公衆通信ネットワークを介した音声通信及びインターネット・アクセスを最大限確保するよう必要な措置をとり、緊急サービス、公衆警報へのアクセスを、音声サービスの提供者が確保するよう保証しなければならない。

加盟国は、2022 年 6 月 21 日までに、重大な緊急事態と差し迫った災害に関する公衆警報システムを整備し、警報が、移動電話番号をベースにした対人通信サービスのプロバイダによってエンドユーザに送信されるよう保証しなければならない。

### (8) ラジオとテレビ受信機に対する相互運用性

加盟国は、カーラジオ受信機と民生用デジタルテレビ機器の相互運用性を確保 しなければならない。

特にカーラジオについては、2020年12月21日以降欧州で販売又は賃貸市場で利用できるようになるカテゴリMの新しい車両に搭載されるものは、少なくとも地上デジタルラジオ放送を介するラジオ・サービスを受信して再生することができるEU標準規格又はそれと同等の規格の受信機を搭載するものとする。

## (9) 5G バンドへの割当時期の調整

加盟国は、無線ブロードバンド・サービスに使用可能な地上システムにおいて、 5G展開を容易にするために必要な、以下の適切な措置を、2020年12月31日までにとる。ただし、この期限は延長可能である。

- ・3.4·3.8GHz 帯において十分に大きなブロックの使用を可能にする。
- ・市場の需要、既存のユーザへの、又は周波数移行における大きな制約がないことの明確な証拠があることを条件として、24.25-27.5GHz 帯で少なくとも1GHz の使用を可能にする。

#### (10) 小型基地局の設置に係る規制緩和

欧州委員会は 2020 年 6 月 30 日、5G ネットワーク拡充に向け、小型基地局の設置許可の免除に関する規則を採択した。基地局の設置には、通常、電磁界ばく

露の観点から、規制機関や地方自治体等による認可が必要とされているが、小型基地局の送信電力等の技術的仕様を、人体に影響しないレベルに定めることで、認可手続を不要にする規定とした。具体的には、電磁波ばく露制限の欧州基準規定(EN62232:2017)における「簡易化された製品」の基準を適用し、公衆ばく露の制限値を国際的に安全性が証明されているレベルの50分の1に設定した。

#### (11) 欧州標準化規則の改訂

欧州議会と欧州連合理事会は 2022 年 10 月、欧州標準化規則の改定案について政治的合意に達した。欧州標準化規則は、欧州の標準化プロセスの枠組みを規定するもので、欧州委員会が、三つの欧州の標準化団体(欧州標準化委員会(European Committee for Standardization: CEN)、欧州電気標準化委員会(European Committee for Electrotechnical Standardization: CENELEC)及び欧州電気通信標準化機構(ETSI): ESOs)に対し、EU 法令に即した欧州の標準策定を指示する権限を与えている。欧州委員会が ESOs に対し標準策定を求める際に、標準策定プロセスにおける EU 加盟国及び EEA 諸国の標準化機関の参加を義務付けており、それ以外の国の標準化機関の参加は排除されている。また、公開性・透明性を高め包括的な標準化プロセスを実現するため、ESOs に対し、新たに運営管理・ガバナンスの内規を設けることを義務付けており、特に関連産業や中小企業、民間組織、学術分野等の関係者が標準策定プロセスに参加できる枠組みとすることが求められている。

## 2 基準・認証制度

2014 年 5 月に、「無線機器指令(Radio Equipment Directive: RED) (2014/53/EU)」が施行され、本指令に基づき、無線機器の技術基準への適合性を製造会社等が宣言する EU 適合宣言 (Declaration of Conformity: DoC) が行われている。

RE 指令では、放送受信機及び無線機能を内蔵するすべての無線通信機器が対象であり、無線機能を持たない電話機、ファクシミリ、屋内 PLC 等は LV (低電圧の機器が対象) 指令 (2014/35/EU、旧 LV 指令 2006/95/EC を 2016 年 4 月 20日に廃止)及び EMC(電磁両立性)指令(2014/30/EU、旧 EMC 指令 2004/108/EC を 2016 年 4 月 20日に廃止)の対象となっている。RE 指令では、電磁界ばく露の基準に関して、LV 指令、EMC 指令を引用する形で必須条件としている。

欧州委員会は 2021 年 10 月 29 日、欧州市場で流通する無線機器のサイバーセキュリティ要件を強化するため、RE 指令に対する委任法 (delegated act) (注: 委任法とは、欧州委員会が委任された権限によって採択する法行為で、通常の立法行為と区別される) 案を採択した。同法案は、移動電話、スマート・ウォッチ、フィットネス・トラッカー、ベビーモニター等のワイヤレス玩具等の無線デバイスに対して、市場に出回る前に安全性を保証するため、各メーカーに対して設計

や生産過程におけるサイバーセキュリティ・セーフガードに関する新たな要件を 課している。同法案は 2 か月の調査期間を経て、欧州理事会及び議会の異議の申 立てがなかったため、施行された。

#### 3 個別の周波数分配の動向

EU として単一市場を実現するため、EU 域内の周波数分配に関する調和政策として、加盟国は下記の 2 項を課されている。

- ・国内に独立の周波数管理機関を設置し、周波数管理機関は、年に1度、国内 周波数割当計画を欧州委員会に提出すること
  - ・域内共通の周波数分配を国内に適用すること

また、具体的な周波数帯の分配につき、EU は加盟各国に各種の勧告や決議を出している。

実施決定 2016/687/EU では、原則 2020 年 6 月末まで(2 年間の遅れを許容)に無線ブロードバンド通信に割り当てることが加盟国に義務付けられることとなった。併せて 700MHz 未満の周波数帯については、2030 年までは放送利用に優先的に割り当てることとした。

実施決定 2018/637/EU では、900MHz 帯及び 1800MHz 帯をヨーロッパ全体で 2018 年 9 月 30 日までに EC-GSM-IoT 規格が利用可能とすることとした。

実施決定 2019/235/EU では、欧州電子通信コードを受けて、3400-3800MHz を 2019 年 9 月 30 日までに移動体通信に優先的に割り当てることとした。

実施決定 2019/784/EU では、同じく欧州電子通信コードを受けて、24.25-27.5GHz を 2020 年 6 月 30 日までに無線ブロードバンドに割り当てることとした。

実施決定 2020/1426/EU では、5875-5935MHz を 2021 年 6 月 30 日までに高度道路交通システムに割り当てることとした。

実施決定 2021/1067/EU では、5945-6425MHz を 2021 年 12 月 1 日までに無線 LAN を含む無線アクセス・システムに割り当てることとした。

実施決定 2021/1730/EU では、8744-8800MHz 及び 9194-9250MHz を 2022 年 1月 1日までに、非ペア・バンドの 1900-1910MHz を 2025 年 1月 1日までに鉄道移動無線に割り当てることとした。

実施決定 2022/173/EU では、2022 年 2 月 7 日から、30 日以内に 900MHz 帯 (880-915MHz 及び 925-960MHz) を GSM システムと共存可能な電子通信サービスを提供できる地上システムに割り当て、30 か月以内に 1800MHz 帯 (1710-1785MHz 及び 1805-1880MHz) を GSM システム及び附属書に規定されたパラメータに従って電子通信サービスを提供できる地上システムに割り当てることとした。

実施決定 2022/179/EU では、5150-5250MHz、5250-5350MHz 及び 5470-

5725MHz を 2022 年 3 月 31 日までに、WAS/RLAN 実装のために非独占的に割り当て、付属書に定める技術条件に従って利用可能としなければならないとした。また、EU では 2016 年 9 月、欧州委員会は 5G アクションプランを公表し、2018 年末までに 5G 網の立上げに向けた共通のタイムスケジュールを設定し、2020 年末までにすべての加盟国の少なくとも一つの主要都市において完全な 5G 商業サービスの開始、2025 年末までにすべての都市部及び主な地上交通路が 5G のカバーエリアとなることを目指している。5G 向けの周波数については、欧州委員会が三つの周波数帯(1GHz 以下、1-6GHz、6GHz 以上)を含む暫定リストを作成し、順次加盟国と合意形成を図ることとしている。また、5G アクションプランの EU 各国での展開をモニターして公表するオンライン・プラットフォームである「欧州 5G 観測所(European 5G Observatory)」を立ち上げ、加盟国間の情報共有を行っている。

#### 4 電波の安全性に関する基準

EU は、1999 年 7 月に「EU 勧告(1999/519/EC)」において、国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) ガイドラインの公衆ばく露制限値を加盟国で適用するよう勧告した。本勧告に強制力はないが、ほとんどの加盟国内で国内法規制又はガイドラインが導入されている。職業ばく露に関しては、2013 年 6 月の EU 指令2013/35/EU に基づき、各加盟国は同指令に適合するよう国内法令や規制を整備・制定している。

また、携帯端末機器に関しては、EMC 指令 (2014/30/EU) に基づき欧州電気標準化委員会 (CENELEC) が規格を整理している。

なお、BEREC 及び RSPG は 2020 年 10 月 9 日、5G の潜在的な健康リスクに関する共同政策方針書を発表、透明かつ科学的な方法で人々の健康を守るためには、ICNIRP のガイドラインを順守することが重要であると強調している。

[https://europa.eu/、http://ec.europa.eu/ 等]